

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	27	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	27)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること

具体的な支障事例

【現在の制度】
都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っている。
当団体における令和2～4年実績として、課税部門においては、自動車税に係る請求について年間 500 件程度、特別区の固定資産税に係る請求について年間 10,000 件以上、及び個人事業税に係る請求について年間 100 件程度の戸籍資料の公用請求を行っている。また、滞納整理部門においても、年間 29,000 件程度の公用請求を行っている。

【支障事例】
郵送による戸籍資料の公用請求は、請求してから回答までに1か月程度要することもある。また、被相続人が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合には、相続人を特定するまでに数か月かかる事案もあり、相続人調査に多くの時間と郵便費用を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍情報連携システムについて、住民基本台帳ネットワークシステムと同じように都道府県の利用が認められることで、都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。

根拠法令等

戸籍法第 10 条の2第2項、第 118 条、第 120 条の2第1項第2号、地方税法第 14 条の 18、第 20 条の 11、第 72 条の 50、第 146 条、第 343 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市

〇年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

各府省からの第１次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍情報は高い機微度を有するものでありますが、地方税法第 20 条の 11 において、徴税吏員は、「官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」旨が規定されており、納税義務者の相続人を特定する目的で戸籍謄本を請求することは当然可能であることからすれば、戸籍情報連携システムの利用により戸籍情報を閲覧することについても、地方税法上許容されるものであると考えます。また、住民基本台帳上の情報については、住民基本台帳事務を取り扱わない団体においても、総務省令で定める事務について住民基本台帳ネットワーク検索による情報取得が可能となっております。これをふまえると、戸籍事務を取り扱わない団体であることを理由として、戸籍情報連携システムを利用できないこととする必要性は低いものと考えます。

これらのことから、一定のセキュリティを担保した上で、戸籍情報連携システムを都道府県が利用することについて再度検討をお願いします。

現在、同一税目の賦課徴収業務を行っているにも関わらず、市町村は広域交付による公用請求が可能である一方、東京都はそれを行うことができず、事務負担が重くなっております。また、都に限らず、郵送による公用請求では相続人特定のために多くの時間と郵便費用を浪費しているのが実情であり、請求先となる自治体でも戸籍謄本の発行事務の負担が重くなっております。

都道府県においても戸籍情報連携システムの利用が可能になることで、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資することができます。仮に利用が困難な場合においても、戸籍の公用請求事務に対し、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資する他の措置の検討をお願いします。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県をはじめとする地方自治体の事務処理において、アナログ的な手法による多大な負担が生じていることは明確である。地方自治体職員の担い手不足が懸念される現在において、行政の効率化やデジタル化を進め、都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

戸籍情報は、市区町村の戸籍事務だけでなく、他の行政事務でも広く利用されている。そうした戸籍情報を利用する事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。

戸籍法の趣旨や個人情報の機微度といった形式的かつ抽象的な理由から実現困難とするのではなく、厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。

同システムを所管する法務省は、地方税事務を所管する総務省の意見を聞きながら、課題解決に資する具体的な提案を2次回答で示していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	30-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	30)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。
また、上記の実効性を高めるため、国の機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務は住民基本台帳法における別表で規定されており、別表に記載されていない事務については各市区町村等に対する公用請求により情報を取得する必要がある状況。

【支障事例、制度改正の必要性】
当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから(請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件)、円滑な事務執行の支障となっている。
公用請求の中には対象者の最新住所を調査する趣旨の案件も少なくなく、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による情報取得で事足りるにもかかわらず、住民基本台帳法別表に当該事務の記載がないことにより各機関は市区町村等に公用請求による情報取得をせざるを得ないという実態がある(例:更生保護法第30条、河川法第75条及び第77条、道路運送法第4条及び第38条を根拠とする事務等)。

【支障の解決策】
以下の解決策を提案する。
・現状の国の機関や市区町村等の事務の実態に即して、住民基本台帳法別表の見直しを行う。
・国の機関や市区町村に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を行う。
上記により、住民基本台帳ネットワークシステム利用拡大のための門戸を広げることができ、その周知により住民基本台帳ネットワークシステムの利用促進を図ることができることから、支障の解決に寄与するものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務が拡大され、公用請求自体の件数が減少することにより、公用請求に対応する各市区町村の事務負担の軽減に寄与するものとする。

また、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報取得が可能な事務が拡大されることにより、各機関が公用請求を行う事務負担及び郵送等に係る期間及び費用が軽減され、各機関の負担軽減にも繋がるものと考えられる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 9、第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12、第 30 条の 15、第 30 条の 23、第 30 条の 28、第 30 条の 30

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

○公用請求については書類の審査、発行、照会、交付と手順を経て対応しているところであるが、利用可能な事務が拡大されることにより当課の対応にかかる事務が軽減されるだけでなく、担当部署においても当課からの交付を待つことなく自庁において処理を進めることが可能となり、双方にメリットがあると考えられる。

○当市では、年間約 15,000 件の住民票等の公用申請を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから、円滑な業務執行の支障となっている。

○当市では 46,000 件超の公用請求を処理しており、多くの時間を要していることから円滑な事務執行の支障となっている。公用請求の中には対象者の住所の調査も多く、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能になれば、処理件数も削減でき、請求する側もされる側も業務の効率化が図られる。

○当市においても、住民基本台帳関係の公用請求が年間約 1 万件あるため、事務が逼迫している。

各府省からの第 1 次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。

また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案が実現した場合、当市が具体的な支障事例として挙げた複数の事務だけでなく、他分野においても影響を受ける事務があるものとする。住基ネットの利用範囲の拡大が可能な事務について、分野横断的な調査及び検討を求める。

また、全国で住民票の公用請求が多量に行われることにより事務執行上の負担となっている原因が①法（住基法別表の記載が実情と乖離していること）にあるのか、②情報取得において住基ネットが活用できることを事務側が知らないことにあるのか、③住基ネットを利用できる端末導入が進んでいないことにあるのか、の分析が必要であるとする。本提案は喫緊の対策として、上記のうち①及び②にアプローチするものであるが、①～③のうちどこに真因があるか分析を行った上での施策検討を求める。

さらに、住基ネットを利用可能な機関に対する住基ネットの利用の徹底に関する通知については、できるだけ早期に行うことを求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省庁や地方自治体に対する悉皆的な調査の結果（新たに住民基本台帳法別表に追加することを想定している事務等）をお示しいただきたい。

住基ネットの利用対象事務を拡大するに当たり、費用対効果について検討する際は、単に金銭的な多寡だけでなく、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、判断すべきではないか。

現在、住民票の写しを必要としている事務において、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報を確認している場合には、当該事務を行う上で真に必要な情報を精査する必要がある。

その上で、本人確認情報で足りるものは住基ネットの利用を原則とすべきではないか。

住基ネットの利用拡大に当たり、個人情報保護・セキュリティの面についても問題が生じないように万全を期していただきたい。

住基ネットの利用の徹底について通知を行う時期をお示しいただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	30-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	108)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政手続における住民票(写)の提出を不要とすること及び当該システムの活用可能事務の拡大

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

本人確認書類として住民票(写)の提出を求めている行政手続について、住基ネット情報を用いて住民票情報を確認することによって、申請者からの住民票(写)の提出を不要とすることを可能としていただきたい。
住民基本台帳法で規定されていない事務においても、住基ネットシステムの利用を通じて最新の住所確認等を行えるよう、住民基本台帳法の規定を見直すことを求める。

具体的な支障事例

自治体が窓口となって受け付けている行政手続の中には、申請者の居所を証明する書類として、社会通念上一般的な運転免許証の提示やその写しではなく、住民票(写)の提出を求めているものがあるが、住民票(写)に記載されている情報は、その自治体の居住者であれば、住基ネット端末で確認できることから、取得に手数料のかかる住民票(写)をわざわざ提出させる意義が乏しく、申請者にとってもコスト面や手間の面で少なからず負担になっている。
住民基本台帳法で規定されていない事務における住民票情報の取得に関しては、各市区町村等に対して公用請求を行う必要がある。その目的としては、単に最新住所を確認するだけのものも多く、住基ネット情報の確認で足りるところを、現状は請求、返送とも紙でやり取りしており、双方の機関にとって負担になっている(例:更生保護法第30条の規定に基づき保護観察所から公用請求を受けるケース)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体が窓口となって受け付けている行政手続において、申請者が自らの住民票を取得する手間とコストが軽減されるほか、住民票の公用請求を行う自治体職員の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、第30条の23、第30条の28、第30条の30

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、郡山市、浜松市、豊橋市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島市

○行政手続において、住基ネットに必要な住民票情報が確認できることで、市民及び事務の負担が軽減される。

各府省からの第１次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。
また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容について前向きな対応をいただけるものと理解しており、提案団体として、今後の調査にはできる限り協力させていただきたい。その上で、具体的な調査方法に関しては、自治体に過度な事務負担が生じないよう、効率的な形で実施いただくようお願いしたい。
また、住基ネットを利用する場合に想定される課題（端末の設置等）についても併せて整理の上、実効性のある対応となるよう、ご検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省庁や地方自治体に対する悉皆的な調査の結果（新たに住民基本台帳法別表に追加することを想定している事務等）をお示しいただきたい。

住基ネットの利用対象事務を拡大するに当たり、費用対効果について検討する際は、単に金銭的な多寡だけでなく、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、判断すべきではないか。

現在、住民票の写しを必要としている事務において、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報を確認している場合には、当該事務を行う上で真に必要な情報を精査する必要がある。

その上で、本人確認情報で足りるものは住基ネットの利用を原則とすべきではないか。

住基ネットの利用拡大に当たり、個人情報保護・セキュリティの面についても問題が生じないように万全を期していただきたい。

住基ネットの利用の徹底について通知を行う時期をお示しいただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	42	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	42)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

税証明書の交付申請について代理人による電子申請を可能とするシステムの構築等

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードを利用した税に係る証明書交付の電子申請化を推進していくうえで、本人申請ではなく代理人が申請する場合の、代理人のマイナンバーカードを利用した証明書請求の仕組みの構築及び利活用の周知を求める。

具体的な要望内容は下記のとおりである。

- ①マイナポータル利用環境下で代理人からの申請が可能となるシステム(全自治体統一の様式)を構築し、国民及び行政へ活用の周知を図ること
- ②(上記①が困難ならば、)現状、当市では、真正性の担保の観点から、民事訴訟法第 228 条第4項を踏まえ、委任状は原本である必要があると考えているところ、代理人が委任状を窓口を持参することなく、委任状のデータ添付により電子申請を可能とするよう、その整理及びその旨について所管官庁から通知の発出をお願いする。

具体的な支障事例

税に係る証明書交付申請は、本人申請だけではなく、代理人による申請が多いのが現状であるので代理人本人のマイナンバーカードを使用した電子申請の仕組みづくりが必要であると考えている。マイナンバーカードには代理人機能も搭載されているとのことであるが、マイナポータルを利用している環境でなければ代理人から委任者の事務権限は確認できないとのことである。マイナポータルサイトからは現在、少数の自治体でしか税証明書の交付申請を実施していないと承知しているが、電子申請の促進にはマイナポータルでの全自治体共通の税証明申請様式の構築が必要である。

また、代理人からの電子申請ができないため下記の支障が生じている。

- ①特に固定資産税の証明取得は代理人(司法書士、弁護士、不動産業)からの申請が半数以上であるが、電子申請の際に代理人からの税証明書の交付申請ができない。
- ②現状では、窓口申請が半数以上であり、郵送による場合も定額小為替または現金書留による取扱いであり、いずれの場合にも、申請者に負担が生じている。
- ③電子申請による申請者の利便性の向上と電子決済による行政事務の効率化が進まない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

(申請者の意見、要望)

- ①代理人による税証明書の電子申請が現状ではできず、窓口申請、郵送申請しかできないのは不便である。
- ②コンビニ交付機で代理人が証明書を取得することができない。
- ③証明書交付の電子申請を拡充してもらいたい。

- ④証明書の交付までの時間短縮を図ってほしい。
- ⑤委任状が原本提出でなければ真正性が担保されないのであれば代理人による電子申請化は不可能で、DX推進と相いれないのではないか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

（申請者の利便性向上）

①代理人本人のマイナンバーカードの利用により証明書の電子交付申請が可能となることで郵送申請での定額小為替、現金書留の用意などが不要となり申請者の負担が大きく軽減されるとともに電子決済により証明書の交付までの時間が短縮される。

（行政の効率化）

①電子申請の手続が浸透することで窓口申請や郵送申請の減少が見込まれ窓口対応に要した時間を、電子申請に要する事務に対応することが可能となる。電子決済の推進により現金及び定額小為替の取扱い事務の短縮、負担の軽減を図ることで新たな業務に注力することが可能となる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
民事訴訟法第 228 条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、高崎市、豊橋市、豊中市、斑鳩町

○税情報は原則非開示であるため、本人申請が基本となるが、本市においても、固定資産関係の証明書は代理人申請が半数以上を占めるのが現状である。マイナポータル利用環境下で代理人からの申請が可能となるシステム（全自治体統一の様式）を構築し、電子決済も可能となれば、申請者、行政双方にとって負担軽減に繋がると考える。

○提案団体と同様に支障事例があり、制度改正を要望する。加えて、令和6年4月1日からの相続登記義務化に伴い、評価証明書等の申請件数が増加することが予想されるため、税証明書の交付申請について代理人による電子申請を可能とするシステムの構築等が必要である。

各府省からの第1次回答

②に係る提案事項は、代理人による申請の場合にも電子申請を可能とする措置を求める提案かと思われるが、現行の地方税法令上も可能であり、既に一部の自治体では代理人による電子申請が導入されている。

（法務省回答）

なお、民事訴訟法第 228 条第4項は、代理人による申請の場合に、紙の委任状の原本の提出を求めるものではない。

※分権室において、①に係る提案事項は、「国・地方の税財源配分や税制改正」に係るものに該当するため、回答不要と整理されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

以下の事項について、貴省の見解を求める。

1. 税証明書の電子申請における委任状の要件について

①電子申請時の委任状の提出方法として、紙の委任状を PDF 等電子化し電子申請に添付することでもよい。あるいは、別途郵送する必要があるか。電子化した委任状の添付で足りる場合、原本の委任状の必要があるか、あるいは複写の委任状の電子化で足りるか。

②あらかじめ電子で委任状をシステムに登録したうえで委任状登録証（電子委任状）の添付を行う申請形態が必要要件であるか。

2. 地方税法令の解釈について

「代理人による申請（略）も可能」との回答だが、地方税法に代理人による証明書に係る電子申請についての規

定はないと思われる。これは、代理人による電子申請を認めないとする規定がないことをもって、代理人による電子申請が可能であると解釈してよい。

3. 委任状の要件について

税証明書の代理人による電子申請の場合には民事訴訟法上の問題はないと理解する。他方、紙の委任状について「代理人による申請の場合に、紙の委任状の原本の提出を求めるものではない。」旨の回答だが、本市は戸籍法施行規則第 11 条の5、委任状原本還付せずの規定を参考に、真正性の担保、改ざん防止の観点から原本が有効な委任状である取扱いとしている。回答の趣旨では、委任状の有効性を判断する際には、複写の委任状も有効であると解してよい。なお、多くの自治体では委任状は紙の原本をもって有効なものと取扱っている。

DX 化推進のために、電子申請時における委任状の添付方法について、自治体及び代理人となることが多い不動産、士業業界への積極的な周知を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	45	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	45)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
戸籍情報連携システムによる旧氏登録申請者の旧氏の参照、公用請求による戸籍謄本の出力による添付が認められていない。

【支障事例】
現行制度のままでは、戸籍謄本原本の添付がないと、デジタル庁において取り組んでいるアナログ規制見直し内の「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」で示されている旧氏の住民票への記載の申出を受付しても、窓口で戸籍謄本等の書類の添付を求める必要があり、デジタル完結を実現することができない。
また、申請者によっては、婚姻や転籍等、それまでの変更履歴が確認できるよう、多数の戸籍謄本等を取得する必要があるため、取得に要する時間的・経済的な負担が相当かかっている場合がある。

【制度改正の必要性】
「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」において旧氏の住民票への記載の申出のオンライン化が明記されている。
一方で、副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、との法務省の見解がある。
そのため、工程表に従い、令和7年度までに申請のオンライン化がされる際には、上記見解のままでは、申請者は紙の戸籍謄本を住所地自治体へ提出しなければならず、アナログ規制が残ったままになってしまうため今回の処置を求めた。

【支障の解決策】
現時点での戸籍情報連携システムの運用開始により他市区町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となったため、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定の廃止、または自市区町村内の戸籍情報システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請を行う住民にとって、手続のデジタル完結が可能となり、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、戸籍謄本等を取得する時間的・経済的負担の削減ができ、申請書の提出のみで手続が可能となり利便性が向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」（令和5年1月30日付法務省民事局民事第一課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本市、鹿児島市

○当該手続において「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、市民の利便性向上につながる。
○内部事務としての確認で事足りるのであれば、例えば窓口受付となっても戸籍謄本の添付を求めないように整理していただきたい。
○旧氏併記希望者に対し、氏の変更の経過がわかるよう戸籍謄本等の提出を依頼するが、聞き取りをした情報から提出してもらう戸籍を特定し案内する必要がある。戸籍の記載等に詳しくない住民も多く、必要な戸籍の案内に時間を要するケースがある。戸籍情報の参照が可能になれば従来の説明をしている間に確認作業を終えることができると考える。
○業務の効率化及び申請した住民の負担軽減のためにも制度改正が必要である。
○戸籍事務においては戸籍謄本等の添付が省略可能であるのにも関わらず、旧氏登録で添付が必須であるために、戸籍謄本を請求いただくことは、制度の整合が取れておらず、届出人に過剰な負担を負わせている。
○繁忙期期間中は、土日とも住民異動届を受付しているが、本籍地市区町村が閉庁していたために続柄の確認ができず、当日中の住民票交付ができなかった。
住所設定の申出等は、文字の確認等のため戸籍抄本の添付を求めているが、郵送による請求しか選択できない住民は、手続きの遅れがあった。
○戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。
○申請者が戸籍謄本等の添付書類を準備する必要があり、時間的・経済的な負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており（戸籍法第120条の2第2項）、実現しているところである。
なお、同じく提案内容にある戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に基づく旧氏の登録等に関する事務において利用することは認められていない。
戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公用請求を行うにあたって自治体では審査作業や決裁を行う必要があるため、自治体の効率的な事務運用に資することができるよう、戸籍情報連携システムを参照することにより戸籍謄本等の添付省略を可能とする措置についても検討いただきたい。
住民票への旧氏の記載申請等手続きにおいて、公用請求が可能であることは認識しているものの、公用請求を行うにあたっての根拠法令について思案しており、公用請求を行うことが出来ていない。また、住民票への旧氏

の記載申請等手続きは申請者の希望によって行う手続きであり、公用請求で発行した戸籍謄本の添付で良いのか疑問が残る。以上のことから、公用請求で発行した戸籍謄本の添付での手続きを認める旨の通知及び公用請求する際の根拠法令として住民基本台帳法第3条に基づくものであることを明確化し、自治体に周知していただきたい。

旧氏の記載等の手続きのオンライン化については、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を改めなければ実現しないため、必要な改定を求める。

「デジタル手続法」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国の行政手続オンライン化の3原則が示されている。これに則り、住民票への旧氏の記載等の手続きのオンライン化についてシステム改修の必要性や予算準備が必要となるため具体的な措置やスケジュールを示していただきたい。また手続きのオンライン・デジタル完結を進めるために戸籍電子証明書の活用やマイナポータルでの申請を含め具体的な案を提示いただき、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県をはじめとする地方自治体の事務処理において、アナログ的な手法による多大な負担が生じていることは明確である。地方自治体職員の担い手不足が懸念される現在において、行政の効率化やデジタル化を進め、都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

戸籍情報は、市区町村の戸籍事務だけでなく、他の行政事務でも広く利用されている。そうした戸籍情報を利用する事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。

戸籍法の趣旨や個人情報の機微度といった形式的かつ抽象的な理由から実現困難とするのではなく、厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	46	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	46)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続を行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。

【支障事例】
戸籍謄本の持参がない場合、住所地市区町村では本籍地市区町村に対し電話により確認を行っており、電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから時間を要している。また戸籍の届出先の市区町村から電話照会を受けた市区町村においても確認や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するためにも10分程度の事務処理を行う時間が発生している。また土日開庁時など本籍地の市区町村が電話対応を出来ない場合、届出の受理が行えないため市民の不利益が生じている。

【制度改正の必要性】
住基事務と戸籍事務はお互い関係性が深く、住民手続きの担当課では戸籍情報連携システムが利用できる戸籍端末が必ず設置されているとともに同じ職員が兼務することもある業務である。本提案が認められることにより電話というアナログ手段での事務処理によることなく、土日関係なく手続が可能となり、また電話照会による待ち時間もなくなるため市民サービスが改善される。

【支障の解決策】
令和6年3月1日の改正戸籍法施行に基づき、戸籍法施行規則第75条の3のとおり、市町村長は戸籍事務の処理に必要な範囲内において、戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参照することができるとされた。これにより、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達及び同日付法務省民一第501号依命通知が発出され、戸籍証明書の広域交付や戸籍届出時の添付負担の軽減等が実現した一方、ここでは、戸籍法施行規則第75条の3における戸籍事務の処理に必要な範囲内について、(1)戸籍証明書等の交付業務、(2)戸籍の届出業務、(3)戸籍の訂正等業務、(4)戸籍の相談業務、(5)その他戸籍事務の遂行に必要な参照と、限定的なものとされた。副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、とするのが法務省の見解であるが、法令等の整備により、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することを認めることで支障が解決すると考え

る。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の効率化が図れるとともに、確認する情報の正確性の向上につながる。また住民異動などの住民基本台帳の記載に関わる手続きが完了するまでの時間が短縮されるため、来庁者の待ち時間が減少し市民サービスが改善される。さらに、戸籍謄本の持参が不要になることにより、ペーパーレス化につながる。

根拠法令等

戸籍法施行規則第 75 条の 3、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」(令和 5 年 1 月 30 日付法務省民事局民事第一課事務連絡)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和 6 年 2 月 26 日付法務省民一第 500 号通達)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和 6 年 2 月 26 日付法務省民一第 501 号依命通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市

○住民基本台帳事務においても「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、事務の効率化が図られ、手続きに要する時間も短縮されることから、市民に提供するサービスも改善される。

○戸籍情報連携システムの安定稼働も含め、各都市の繁忙期対策やペーパーレス化に寄与するため、是非対応していただきたい。

○国外転入の日本人住民について、本籍地が他市町村であったため電話照会を行ったが、筆頭者の漢字を誤ってしまい、19 条 2 項通知が届き住民票修正を行った。住民基本台帳事務にも使用できていれば防ぐことのできる誤りであると考えます。

○電話照会を行う場合、本籍地の混雑状況によっては確認に相当の時間を要する場合もあり、住民・住所地・本籍地すべてが時間的コストを払っている。

○現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続きを行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。このため、土曜日等休日及び夜間の窓口開庁を実施した際、相手方市町村が閉庁していると確認が取れず、当日に手続きを完了することができない。

○本籍地市区町村が当市である場合でも、住民自身が戸籍謄本を請求し、それを添付しなければならないことについて住民から苦情があった。

○戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。

○現在、既存世帯への転入手続き時に、世帯主との続柄を確認する際、転入者が戸籍謄本等を持参しない場合、関係自治体への電話による照会を行い、折り返しの電話により続柄を確定させており、転入手続きが完結するまでに時間を要している事実がある。現状、住民基本台帳事務と戸籍事務を同じ部署で職員が兼務していることから当該ケースについては、事務の効率化・市民の手続き時間短縮化に資することから住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムの利用が認められることを要望する。

○マイナンバーカード交付等の際、未成年者の親権確認等を電話確認等しなければならず、本籍市町村においても事務の負担となっている。

○手続の際に戸籍謄本を持参する申請者は少なく、都度本籍地に電話で確認を行っており、時間を要する。また、休日開庁や時間外だと、本籍地の自治体が開庁しておらず電話確認ができないこともあり、当日中に手続きが完了しないこともある。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから（戸籍法第120条の2第2項）、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずとも事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

以下の理由により、住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすることについて、改めて検討を求める。

- ①住民基本台帳事務と戸籍事務は密接に関係しており、同一部署内での事務とされることが多いにも関わらず、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを利用できない合理的な理由が示されていない。
- ②公用請求で確認することと、戸籍情報連携システムで確認することの情報に差異はなく、システム上で確認するか紙で出力するかの違いだけでありペーパーレスや業務の効率化の観点を踏まえてもなお、同システムの利用ができないことは合理的でない。
- ③「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では行政手続のデジタル技術を適用した、さらなる最適化・効率化が求められている。それにも関わらず公用請求で対応した場合、決裁を経て請求を行った上で発行し、職員の審査作業が発生するため時間を要している。また受付、発行、審査を行う職員は同一部署の職員であるため非効率な運用を自治体に強いることになり「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に反するものである。
- ④住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報は住民基本台帳法第30条の9～12の別表第1～4で認められている事務において活用されており、戸籍情報連携システムにおいても事務を限定した上で利用を認めることは可能であると考えられる。
- ⑤現状、「戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない」ことは承知しているが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第5条の第3項、第4項、及び第16条に基づき、国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資することに鑑み、住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報を必要とする事務については、戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照が可能となるよう検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

公用請求での対応は時間を要することもあり、住民サービスの向上及び窓口負担の軽減を図るためにも、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県をはじめとする地方自治体の事務処理において、アナログ的な手法による多大な負担が生じていることは明確である。地方自治体職員の担い手不足が懸念される現在において、行政の効率化やデジタル化を進め、都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

戸籍情報は、市区町村の戸籍事務だけでなく、他の行政事務でも広く利用されている。そうした戸籍情報を利用する事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。

戸籍法の趣旨や個人情報の機微度といった形式的かつ抽象的な理由から実現困難とするのではなく、厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	52	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	52)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること

提案団体

奈良県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

環境省が構築する産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムと連携する欠格照会に係るシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

当県では、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出を年間約 2,700 件受け付けている。審査における欠格照会では、公印を押した紙の照会文書を関係機関(市町村、検察庁等)に送付し、紙で回答を受け取っているが、回答までに1カ月程度を要することもある。

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムについては令和6年度に構築される予定であるが、都道府県知事及び政令市長への申請等に係る手続のうち時間を要する欠格照会がオンライン化されないと、迅速な許可証の発行には繋がりにくいものとする。

欠格照会に関しては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に関する審査手続以外の行政手続に係る審査手続(宅地建物取引業の許可)においても行われており、これらの手続についても全般的に効率化が必要があると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者への許可証交付の迅速化が図られる。

また、許可申請書類及び変更届への添付が義務付けられている登記事項証明書や住民票の写し等についても、欠格照会のオンライン化が実現された場合には、申請者がこれらの書類を用意する必要がなくなるため、申請者の利便性の向上が期待される。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第5項第2号、同条第 10 項第2号、第 14 条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、富山県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、熊本市

○当県においては警察本部照会、検察庁照会、市区町村照会の合計が令和5年度で 20,000 件を超えており、欠格照会のオンライン化により申請者への許可証交付の迅速化が図られ、申請者の利便性の向上が期待できる。

○許可を出している自治体ごとに、警察、検察、自治体あて欠格照会を行っており、当市の場合は対象者ごとに、照会依頼を作成し各機関及び各自治体あてに郵送している（多い場合は月 40 件程度）。現在、添付されている住民票等の書類と照合し確認した上で、各照会依頼文作成から発送作業まで短期間で実施しており、多くの手間がかかっている。また、産廃収運業と産廃処分業をもつ同事業者で産廃収運が当該月の照会対象、その翌月が産廃処分の照会対象となった場合同様の照会事務を行うこととなり事務負担となっている。

○当県では、収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に基づく欠格照会文書を年間 2,500 件程度送付しており、照会手続き等のオンライン化が必要と考える。

各府省からの第 1 次回答

【警察庁】

各都道府県警察においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 23 条の 3 の規定に基づき、都道府県知事等との間で法第 14 条第 5 項第 2 号の欠格事由に係る意見聴取及び意見陳述（以下「意見聴取等」という。）を文書により行っているところ、法には意見聴取等の方法について定めがないことから、現行規定においても意見聴取等のオンライン化（ここでいうオンライン化とは、意見聴取等に必要となる文書を電子メール等で送受信する方法を想定）は対応可能であると判断されるが、オンライン化については、当該システムを所管する省庁が検討するものと承知している。

他方、意見聴取等の対象となる暴力団情報については、極めて機微な個人情報であり、意見聴取等のオンライン化に当たっては、不正アクセスによる情報漏洩等を念頭に置いた情報セキュリティ対策に万全を期す必要があるため、意見聴取を行う都道府県等と意見陳述を行う都道府県警察との間で強固なセキュリティの担保が必要不可欠であると考えます。

なお、意見聴取に当たっては、各都道府県警察において、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務によって、暴力団員等該当事実の登録状況を確認した上で、当該登録内容が欠格事由に該当するかどうかについて、必要な補充調査を行うなどしていることから、オンライン化により、回答の迅速化が図られるとは限らないことに留意する必要がある。

【総務省】

住基ネットの利用により住民票記載の 4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）の取得も可能であるところ、地方公共団体における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等の事務については、これらの 4 情報を取得することにより住民票の写しの添付を省略することが可能な場合もあることから、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用について通知を行う。

【法務省】

検察庁で取り扱う情報は、個人情報の中でも極めて機微性の高い要配慮個人情報（犯罪の経歴）であり、関係システムをオンプレミス環境に構築するなど厳格な情報セキュリティ対策を講じた上で運用を行っているところ、現在の検察庁のシステムにおいては、外部機関との間で犯歴情報の照会回答を行う機能を有しておらず、仮に、照会手続等について、API 連携等によりオンラインで行うこととする場合、対向するシステムについても、オンプレミス環境でのシステム構築や閉域の回線の利用といった同様の情報セキュリティ対策が講じられる必要があるため、システム間での直接の連携を行うことは困難であり、慎重な検討が必要である。

他方で、検察庁と市区町村との間での文書のやりとりを郵送に代えてオンラインで行うことを可能にし、その事務を合理化する方策としては、直接のシステム連携以外にも様々なものがあり得ると考えており、令和 8 年度に予定されている刑事手続の IT 化を見据えて、相互の事務の合理化のために引き続き幅広く検討してまいりたい。

【環境省】

暴力団情報や犯罪の経歴といった要配慮個人情報は極めて機微な個人情報であり、警察庁や検察庁で厳格に管理されているところ、当該情報を様々なシステムで取り扱うことは、情報漏洩等、セキュリティ上の脅威を高めることとなるため、適切ではない。また、照会を行う各自治体においても、情報漏洩等の絶無のため、徹底した不正照会防止対策や、高度なセキュリティ対策が施された端末・環境の整備が必要であり、欠格照会システムの構築及び連携は慎重な検討が必要である。なお、暴力団情報や犯罪歴については、環境省にて回答するもの

ではないことから、環境省がこれらの情報を保持することはない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、当県においては年間約 2,700 件の申請・届出を受け付けており、各申請・届出に対して役員の人数分の欠格照会を紙文書により実施している状況である。

犯歴等の要配慮個人情報については極めて機微な個人情報であり、オンラインでの運用は慎重な検討が必要であることは承知しているところ、紙文書での照会について、例えば、

(1) 現在環境省において検討されている産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システム上での欠格照会を可能とする

(2) 電子メール等での運用を可能とするため、様式への押印を廃止する

など、刑事手続きの IT 化の検討と併せて、欠格照会のオンライン化(紙文書の廃止)に係る検討を求める。(1) 及び(2)については、セキュリティの観点から、照会のみオンライン化し、機微性の高い情報を含む返答は紙文書で取り扱うなどの工夫も可能であると考えている。

なお、平成 18 年 3 月 15 日付け環廃産 060315004 通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」において、押印のある様式が示されているところ、本県においても基本的には当該様式に従って関係機関に対して照会を行っている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	53	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	53)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住居表示事務に係る法務局からの情報についてオンラインで提供を受けることを可能とすること

提案団体

別府市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

市町村が実施する住居表示に係る事務について、住居表示に関する法律第 11 条に定める国機関等の協力に基づき、事務の実施に必要となる情報の提供を法務局に求めた際、オンラインにより提供を受けることを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

当市では住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に基づき住居表示事務を実施している。住居表示の変更等があった場合には、市は、法務局から公図や登記事項要約書の提供を受け、公図の修正並びに、登記事項の書き換え申請を行わなければならない。この際、法務局から提供される各種資料は、すべて紙媒体であるため、市において事務を行う場合には、紙資料の電子データへの落とし込みや、点検等に膨大な作業時間を要している。

一方で、同様の作業を要する「地籍調査」においては、法務局から当市に各種資料が電子データで提供されるため、この作業時間は、住居表示に比して軽微なものとなっている。

ついては、業務の軽減化・効率化、また作業期間の短縮による住民サービスの向上のため、住居表示に係る事務について、法務局から市に対する資料提供の方法について、電子データ等への見直しを求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公図や登記事項要約書が電子データで提供されることにより、公図の修正や登記事項の書換申請等にかかる時間や事務負担が大幅に軽減される。

根拠法令等

住居表示に関する法律第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、川崎市、浜松市、名古屋市、熊本市、鹿児島市

○住居表示に係る事務について法務局に請求する公図や登記事項要約書などの資料が紙媒体で提供されることにより、その後の事務処理の際に、紙資料を個別に確認することで膨大な時間を要すほか、手作業で電子データへ転記することによる事務処理ミスなどが懸念される。

については、業務の軽減化・効率化のため、住居表示に係る事務について、法務局からの電子媒体による資料提供及びオンライン化を検討していただきたい。

○住居表示のみならず、地方自治法第 260 条に基づく市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する際にも分合筆等による土地の変化について、法務局に目録の出力を依頼し、確認しているが、こちらも紙媒体での提供となっており、変更前後の確認に膨大な時間を要する。

Excel等データで提供されることで照合作業時間が大幅に低減される。

各府省からの第 1 次回答

現在、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、登記情報及び地図情報の電子データをオンラインにより提供することができる取扱いとなっていますので、その利用を御検討ください。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

住居表示を行った場合、実施主体である当市は、登記事項の書き換え申請を法務局に行わなければならない、申請の際には①旧新地番対照表及び②集成字図を添付している。

これらを作成する元データ(③登記事項要約書及び④原字図)については、法務局から提供いただいているところだが、提供方法については、現在紙ベースのみであり、この状態では、法務局へ提出する形に整えるまで、多大な手間と時間を要している。

これまで、法務局に対し、電子データをオンラインで提供いただくよう依頼してきたが、法令上の根拠(住居表示に関する法律第 11 条「国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行われるよう市町村に協力しなければならない。」)において、具体的な記載がないため、この根拠のみでは、電子データをオンライン提供することはできないとのことであった。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月 21 日閣議決定)においては、「デジタル完結の基盤を整えるとともに、行政関連手続において紙や訪問・対面等が介在する余地をなくし、無駄・不便を徹底して除去していく。」(P10「5. 重点課題に対応するための重点的な取組み」)との記載があり、国全体でデジタル化による業務の効率化を進めていくことが示されている。

本業務においては、電子データをオンラインで提供可能とすることで、作業の効率化及び転記ミスの減少など大幅な業務改善につながるものであると考える。

については、お示しの取扱いについて、電子データをオンラインで提供することが可能であるのならば、どのような手続きをすればよいかについて具体的にご教示頂きたい。また、全国の自治体及び法務局にもその旨(提供可能の旨)を文書にて周知頂きたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	81	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	81)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

登録喀痰吸引等業務における申請手続きに係る添付書類の簡素化等

提案団体

兵庫県、山形県、埼玉県、大阪府、沖縄県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

登録喀痰吸引等業務に係る申請手続きがオンラインで完結できるよう、添付書類として求めている登記事項証明書と住民票の写しの提出を電磁的方法でも可能とすること

具体的な支障事例

【現状】
介護職員等が施設や事業所でたんの吸引等の行為を行うためには、たんの吸引等の実施に係る研修を修了した従事者が「認定特定行為業務従事者」の認定を受けるとともに、施設や事業所が「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録を行う必要がある。
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により都道府県知事の登録を受けなければならない、申請に必要な書類として同法施行規則の規定により登記事項証明書（原本）を提出することとなっている。
また、認定特定行為業務従事者認定証は同法の規定により都道府県知事が交付することとなっており、交付申請に必要な書類は同法施行規則の規定により住民票の写しを提出することとなっている。
[年間新規申請件数（令和4年度）]
①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請
②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請
A自治体 ① 63 件、② 1,026 件
B自治体 ① 22 件、② 335 件
C自治体 ① 28 件、② 377 件
D自治体 ① 125 件、② 3,269 件
E自治体 ① 31 件、② 277 件
【具体的な支障事例】
同法の規定から、多くの自治体が書面で申請を受け付けており、電子申請での受付を実施している一部の自治体においても、原本での提出の必要がある登記事項証明書や住民票の写しは、別途、書面により提出する必要があるなど、手続きのオンライン完結による事務負担の軽減や事務処理の迅速化の支障となっている。離島市町村が多い地域においては、さらに郵送に時間を要する場合も多い。
これらの書類は原本が根拠資料となることから、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登録喀痰吸引等業務に係る申請については、喀痰吸引が必要な利用者にサービスを提供する場合に、事業所

より至急での登録等を希望されるケースが一定数あるが、申請において原本書面の郵送等が必ず伴うため、事務処理に期間を要する状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体及び申請者の事務負担が軽減され、登録事務等の迅速化を図るとともに、オンライン完結による文書保管の電子化等によるペーパーストックレス化が推進される。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 26 条の2
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉県、京都府、山口県、高知県

〇喀痰吸引の登録申請・交付申請を行う場合は、全て書面による提出を実施しており、住民票は原則原本の提出を依頼している。

また、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

【年間新規申請件数（直近3年間分）】

①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

令和3年度：① 68 件、② 2,303 件

令和4年度：① 71 件、② 1,882 件

令和5年度：① 83 件、② 1,857 件

各府省からの第1次回答

喀痰吸引等業務の登録申請については、管轄する都道府県知事に必要書類を提出することとしている為、各都道府県のオンラインの実施可能状況を確認しながら、手続きのオンライン完結について検討を行うこととする。
登記事項証明書については、現在、一部の地方公共団体を対象として登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の先行運用を開始しており、2024 年度においては更に登記情報連携の利用対象団体を拡大する予定である。こうした登記事項証明書の添付省略に関する取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。

登録喀痰吸引等事業者の登録において、住民票の写しの提出を不要とするため、住基ネットの利用を可能とするよう、必要な検討を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

喀痰吸引が必要な利用者への介護サービス提供にかかる支障の早期解消に向け、喀痰吸引等業務にかかる登録事務の迅速化に資する、手続きのオンライン完結に向けた検討を進めていただきたい。

なお、登記情報連携や住基ネットの利用による添付書類の省略を検討するとの回答であるが、登記情報連携や住基ネットの活用方法が、審査事務の中で審査担当職員による情報検索・目視突合等の作業を要するものである場合、現状では要しない「各システムへのアクセスによる情報検索作業」が新たに生じ、事務負担の増加が懸念される。その点は「登記情報システムに係るプロジェクトの推進について」（令和6年3月 29 日改定）にも、約 20 団体を対象に実施されたヒアリング調査で「登記情報連携を利用して登記情報の検索、確認等を行うことにより、職員の業務負担が増加するのではないかといった不安の声が複数寄せられた」とあることから、多くの団体が危惧するところと考える。

また、住基ネットは、執務室に配置された専用端末からアクセスする必要があるため、各自治体で推進しているテレワークにより審査担当職員が勤務している時には確認ができないなど、多様な働き方の障害ともなり得る。については、添付書類の省略の検討にあたっては、事務負担の増加を伴わず、突合コストの削減を実現する新たな

なシステム連携等の仕組みとすべきと考えるが、その実現には一定の時間を要すると思われる一方、例えば、登記事項証明書の原本や住民票の写しをスキャンした PDF データ等を受理可能とすることで、すぐにでも実現可能と考えられることから、添付省略の方法以外の電磁的方法での提出を可能とすることを、是非検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	98	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	98)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

登記・供託オンライン申請システムによる表示・権利の嘱託登記に係る添付情報の原本提示を不要とすること

提案団体

徳島県、山形県、福島県、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が「登記・供託オンライン申請システム」を用いて「表示」及び「権利」の嘱託登記を申請する場合は、添付情報の原本提示を求めないものとする。

具体的な支障事例

公共用地の取得に伴う「表示」及び「権利」の嘱託登記について、従来は法務局及び地方法務局の窓口に出向いて申請していたが、法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システム」を用いることによって、オンライン申請が可能となったところ。

しかし、地方公共団体による嘱託登記の場合は、オンライン申請に加え、これまでと同様、添付情報の書面による原本提示が求められるため、書面の郵送又は持参の手間は解消されず、オンライン申請によるメリットが十分享受できない状況にある。

一方で、土地家屋調査士等が「表示」に関する登記を代理人としてオンライン申請(嘱託を含む)する場合においては、以下のとおり、添付情報の原本提示は求められない取扱いとなっている。

「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて(依命通知)」(令和元年10月7日付け法務省民二第187号)では、不動産登記令第13条第2項に基づく「添付情報の原本提示は登記官の裁量に委ねられている」との解釈のもと、「土地家屋調査士等が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合において、同令第13条第1項に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱いとする。」と示されている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年10月に当県において、「登記・供託オンライン申請システムの活用状況」について、全国都道府県を対象としたアンケート調査を実施したところ、当該システムを導入している35団体全てにおいて、添付情報の郵送又は持参を行っていることが確認できた。

さらに、複数の団体においては「導入したが現在は利用していない」ことが判明した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当県では、地方法務局は支局も含め県内に3箇所しか設置されておらず、遠方からの申請には相当の時間と経費を要している。

添付情報の原本提示の省略が実現すれば、当該書面を郵送又は持参する必要がなくなることから、地方公共団体における当該システムの更なる利用促進に繋がるため、DXが加速されるとともに、登記官及び申請者双方

の事務の効率化及び経費の削減が期待できる。

根拠法令等

不動産登記令第7条、第10条、第13条、附則第5条、不動産登記規則第41条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、横手市、いわき市、川崎市、山北町、松本市、浜松市、寝屋川市、鹿児島県

○当県では、法務局は出張所も含め30箇所設置されているが、法務局から遠方にある学校が大規模工事完成後等の嘱託登記申請をする場合には相当の時間と経費を要している。当県においては、現在、不動産表示に関する境界確定測量委託業務契約に嘱託登記申請を含めて毎年3件程度契約しているが、知事部局においては嘱託登記申請を委託業務に含めていないことから、委託料の効率的な執行のため、次年度から委託業務内容に嘱託登記申請を含めず、当県において嘱託登記申請を実施することを検討している。添付情報の原本提示の省略が実現すれば、当該書面を郵送又は持参する必要がなくなることから、事務の効率化、法務局への移動時間の削減、及び経費の削減が期待できる。

○当県でも、紙とシステムの両方で申請をしている。紙申請の場合、持参する負担が発生する。また、システム申請の場合、持参する負担は省略できるが、紙からデータへ取り込む事務負担が発生する。現状、両方の負担が発生していることから、どちらか一方へ統一していただきたい。

○当市では、嘱託登記のオンライン申請化を検討しているが、オンライン化をしても添付書面を提出するため法務局窓口まで出向く必要があるため、事業の効率化を図ることができるとは考えていない。また、現状においても、土地家屋調査士等により電子化されている図面等をわざわざ書面化し添付書類として提出しているため、ペーパレス化の妨げになっている。

各府省からの第1次回答

オンラインによる登記嘱託においては、現状でも、書面の郵送や持参に代えて、登記・供託オンライン申請システムを使用して、電磁的方法により作成された情報を提供することが可能です。

また、添付情報のうち、法人の印鑑証明書については、会社法人等番号を記載することで、当該情報の添付の省略が可能となっているほか、建物図面や地積測量図等の図面については、書面の郵送や持参に代えて、法務省の定めるフォーマットに従って作成された電子データを添付することが可能ですので、これらの利用を御検討ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

表示（分筆及び地積更正）と権利（所有権移転）の嘱託登記に係る添付情報には「代位原因を証する書面」、「地積測量図、分筆図」、「土地現地調査書又は不動産調査報告書」、「登記原因証明情報」、「登記承諾書（地積測量図添付）」及び「印鑑証明書」がある。

第1次回答のとおり、「法人の印鑑証明書」は会社法人等番号により対応済みであり、「地積測量図」等の図面は電子データでの添付を検討する。

そのうえで、オンライン申請における添付情報は、不動産登記令第12条第2項の規定により「作成者による電子署名が行われているものでなければならない」とされているため、「代位原因を証する書面」、「登記原因証明情報」及び「登記承諾書」には土地所有者の電子署名が必要となる。

しかしながら、土地所有者には高齢者が多く、これらの書類に個人の電子署名を付すことは実務的に極めて困難であることから、当オンライン申請の仕組みと実務との乖離が隘路となり、原本提示を行わざるを得ない状況になっている。

一方で、土地家屋調査士は、書面をスキャナで読み取って作成した電磁的記録に自身の電子署名を付したものを添付情報とすることが認められており、加えて「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて（依命通知）」により、原則として添付情報の原本提示は求められない取扱いとされている。

については、地方公共団体においても土地家屋調査士と同様の取扱いとし、「代位原因を証する書面」等の原本を確認した上で、スキャナにより読み取って作成した電磁的記録を添付情報とすることを認めていただいた上で、原則として、添付情報の原本提示（書面の郵送又は持参）は求めない取扱いとしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

システムが提供する PDF 署名プラグインソフトを使用するには、Adobe Acrobat の導入費用が生じる。電子署名を付与せず申請するための特例として、不動産登記例附則第5条第1項の規定による申請(いわゆる特例方式)を登記所へ持参または送付することができるが、送付は書留郵便で申請受付日から2日以内に登記所に到着するようにしなければならず、負担が大きい。オンライン申請に添付する図面のファイル形式は XML ファイルまたは TIFF ファイルが指定されているが、広く通用している PDF ファイルも認めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	99	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	99)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について手数料の納付を不要とし手続のオンライン完結を可能とすること

提案団体

徳島県、青森県、山形県、福島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の職員が登記・供託オンライン申請システムを用いて登記事項証明書等を公用請求する場合について、登記手数料令第18条の規定を適用し、手数料の納付を求めないものとするとともに、オンラインでの手続の完結を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書は、公共事業用地の取得に際し、土地の所有者及び境界の特定並びに所有者及び関係者との交渉においては必要不可欠であるとともに、公共用地管理者、金融機関又は税務署との間の協議や依頼において証明書の提供を求められるところ。これらの交付請求は、登記手数料令第18条の規定により、地方公共団体の職員が、窓口若しくは郵送で、職務上請求する場合(公用請求)には、手数料を納めることを要しないとされている。

現在、各証明書の公用請求は、地方公共団体の職員(申請者)が、法務局及び地方法務局の窓口に出向き、手入力又は手書きにより作成したペーパーでの申請を行っている。また、法務局の窓口従事者もペーパーの申請を受け取り、システムへの手入力により交付を行っていることから、申請者及び窓口従事者のそれぞれにおいて、手入力が発生している。

平成25年度に「登記・供託オンライン申請システム」が稼働しているものの、当該システムを利用した場合は、登記手数料令第3条及び第18条の規定により、公用請求であっても手数料の納付が求められることから、地方公共団体では、法務局及び地方法務局の窓口に出向き、公用請求を行っている。また、当該システムを使用する場合、証明書をオンラインで受け取ることはできず、窓口又は郵送のどちらかで受け取ることとなっている。

当該システムを用いた場合の手数料と、手続がオンラインで完結しないことが、当該システムの利用促進及びDX推進の妨げとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当県では、地方法務局は支局も含め県内に3箇所しか設置されておらず、遠方からの交付請求には相当の時間と経費を要している。

当該システムを用いた公用請求に係る手数料の無料化と手続のオンライン完結が実現すれば、当該システム

の積極的な活用による事務の効率化と移動に伴う経費の削減が図られるとともに、登記情報等の迅速な入手が可能となることから、用地交渉の円滑化や事業効果の早期発現にも寄与することとなる。
また、地方法務局においては、窓口業務に従事する職員の負担を減らすことが可能となり、ひいては窓口業務に係る人件費の削減にも繋がり、DX時代への転換が図られる。

根拠法令等

登記手数料令第3条、第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、横手市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、川崎市、山北町、松本市、浜松市、寝屋川市、安来市、大牟田市、長崎市、熊本市、鹿児島県

○当県では、法務局は出張所も含め 30 箇所設置されているが、法務局から遠方にある学校が登記事項証明書等の交付請求をする場合には相当の時間と経費を要している。当課においても法務局窓口を訪問し登記事項証明書等を年間 25 回、約 110 件交付請求している。登記・供託オンライン申請システムを用いた公用請求に係る手数料の無料化と手続のオンライン完結が実現すれば、当該システムの積極的な活用による事務の効率化と法務局への移動時間の削減が図られるとともに登記情報等の迅速な入手が可能となることから、未利用地売却の円滑化等に寄与することとなる。

○当市も同様に窓口に出向き、書面にて申請している。このことは、事業の効率化、ペーパーレス化及び DX 化の妨げになっている。

○登記事項証明書等の公用請求は登記する当課だけでなく、多数の課で利用があるので、当市の場合は法務局が近くにあるとはいえ、オンラインで完結すれば事務の効率化は図られると考える。

○税務業務においても登記事項証明書等、法務局へ請求する証明書等は多く、法務局に行く時間と手間は相当かかっている。提案のとおり、当該システムを活用した公用請求ができ、さらにオンラインで受け取ることができれば、事務の効率化が図られるものと思われる。

各府省からの第 1 次回答

現在、登記情報の内容を確認するために、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、登記情報及び地図情報の電子データをオンラインにより無料で提供することができる取扱いとしていますので、その利用を御検討ください。

また、これとは別に、登記情報連携システムを用いた行政機関間の情報連携（登記情報連携）に関し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月 21 日閣議決定）に基づき、公用請求の代替として登記情報連携の利用の検討を進めており、令和6年度においては地方公共団体での試行を拡大することとしています。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

各法務局及び地方法務局において、法令上の根拠（「土地区画整理法第 74 条」及び「地方税法第 20 条の 11」）に基づく公用請求以外についても、登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求の手数料の納付を不要とし、手続のオンライン完結を可能としていただきたい。

また、あわせて現在関係省庁でご検討されている登記情報連携システムの「公用請求の代替として利用の検討を進めている登記情報連携」については、取得できる証明書の種類に、公共事業用地の取得において必要不可欠となる「登記事項証明書」「地図証明書」及び「図面証明書」の3点を含めていただけたようお願いしたい。

そのうえで、地方公共団体での具体的な試行スケジュール及び稼働時期をお示しいただきたい。稼働までに数年間を要する場合は、その間の当面の代替措置として、登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書のオンライン請求が可能であり、都道府県の7割以上において導入が進んでいる「登記・供託オンライン申請システム」の活用を検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

「官公署からの依頼についてオンラインで無料提供する」とされているが、HP 等で無料で提供を受ける方法について明示されていないので、周知していただきたい。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月 21 日閣議決定)に基づき、公用請求の代替として登記情報連携の利用の検討を進め、地方公共団体での試行を拡大するとされているが、「登記情報システムにかかるプロジェクトの推進について」(令和6年3月 29 日デジタル庁改訂)においては、「公用請求による登記事項証明書の取得が必要な手続きへの対応について速やかに検討を進める」とされており、具体的な検討を速やかに進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	100	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	100)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

登記所が所有している登記データの一括出力機能の追加

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

登記所が所有している登記データのうち、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報を、登記所において一括出力し通知する機能又は環境を整備すること。

具体的な支障事例

令和7年度までの標準化が予定されている税務システムにおいて、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知(電子データ)は、不動産番号をキーとして「税務システムの土地登記情報マスタ(固定資産税課税台帳等)」に自動で反映されること、紐づけできない等の理由で自動反映されない場合は手動で反映できること」が機能要件となっている。また、帳票「固定資産税課税台帳(閲覧用)」には不動産番号欄が設けられており、この欄は「納税義務者から確認を求められるケースが多いとの意見を踏まえて追加した」という経緯があるところである。

これらの運用にあたっては、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知によって、不動産番号をシステムに随時登録することもできるが、通知される不動産番号はあくまで登記の異動等がキーとなることから、異動がない物件の不動産番号は通知されない。令和7年度までの間に不動産番号をあらかじめ整備し、一括登録することが移行後の安定的な運用につながるものと解しており、膨大な登記データを円滑かつ効率的に整理するためには、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報をデータとして一括出力し通知いただくことが必要不可欠である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【住民の利便性の向上】
不動産番号を利用することで、住民が登記所において登記事項証明書を請求する際、本来記入が必要だった事項を大幅に省略することができる。

【行政の効率化】
税務システムの標準化前に不動産番号を整備できれば、標準化後の登記情報の異動及び変更は自動反映されるため、事務負担が軽減される。

また、登記所においても、登記事項証明書等請求時に不動産番号が記入されることで、請求内容の確認事項が減り、登記事項証明書等発行事務の負担減につながる。

根拠法令等

地方税法第 382 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、福井市、松本市、寝屋川市、斑鳩町、高松市、熊本市、那覇市

○当市においても、標準準拠システムへの移行及び登記済通知データの取り込み機能を活用するため、先般、前橋地方法務局あてに登記全件データの提供依頼を行ったところである。当市の場合、不動産番号の整備と併せて、課税台帳記載事項の照合作業も目的としていたことから、地方税法の規定に基づき提供いただくことで調整を図れたが、取り込み機能を活用するためのデータベース整備等の理由では提供不可との回答があった。国は登記済通知データの活用を推進している立場であるはずなので、関係省庁と連携の上、登記済通知データの活用等を目的とした依頼に対しても提供いただけるよう基準等の見直しを行っていただきたい。

○当市においても、現行システムでは不動産番号での管理を行っていない。標準化システムでは不動産番号をキーに異動処理が可能となることから、システム稼働後に登記異動を円滑に処理するためには、登記全件の不動産番号を事前にデータとして通知していただく必要がある。

○当市では、現行システムにおいて不動産番号の管理を行っていない。したがって、税務システムの標準化に伴い、不動産番号を整備する必要があるため、運用開始までの間にシステムに取り込める形式で、登記情報全件データの提供を受けることが必須になると考えられる。また、運用開始後においても定期的に登記済通知書データをシステムに取り込んでいく必要があるが、当該業務が手動での反映となり職員の負担増となることのないよう、登記所において登記情報の一括出力・通知機能が整備されるようお願いしたい。なお、登記所における登記データの出力機能の整備にあたっては、標準化後のシステムへの取り込みを前提とした出力形式となるよう省庁間での調整をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答

現在、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、不動産番号を含む登記情報及び地図情報の電子データをオンラインで提供することができる取扱いとなっています。

なお、登記情報等の提供には、その対象となるデータ量に応じてシステムの処理に要する時間が必要となることから、関係する全ての不動産に係る登記情報が必要となる場合には、数か月程度の期間を設定する場合もありますので、御理解願います。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今般、提案に至った経緯として、本提案の「具体的な支障事例」において先述したとおり、「令和 7 年度までの標準化が予定されている税務システムにおいて、不動産番号が標準仕様となっていること、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知（以下「通知」。）に基づく業務をするためのキーとして機能要件となっていることから当市として固定資産税賦課徴収の業務の円滑な遂行のために必要である」ことを管轄登記所に申し出たところ、当該要件は上記「…その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められない」と回答があったことによるものです。

具体的には、標準システム移行後の通知関連業務において、不動産番号は通知に含む情報（不動産及び所有者の異動情報等）を当該システムに自動反映するために使用できる一意の番号であり、これをするにあたっては当該異動物件の不動産番号があれば足りるものであって、全件の不動産番号をあらかじめ標準システムに登録していなければならない仕様ではないと回答がありました。

当市としては、上記を理解し、それでもなお事前に不動産番号を登録することによって得られるシステム移行後の安定的な運用及び業務効率化を目指す観点から、本提案の趣旨による不動産番号を含む登記情報の一括提供を依頼するところです。

つきましては、本提案の趣旨を要件とする不動産番号を含む登記情報等の提供の依頼があった場合においては、その使用目的は当該法令の趣旨に照らして相当であるとの取り扱いとしていただき、その旨を登記所等関係部局に文書にて周知していただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】

税務システム標準化仕様書内において、登記所が管轄する登記情報と、自治体税務部局が管轄する税務情報を、相互にオンラインで送信可能とする仕様が示されているところである。

これに基づき税務標準システムを構築するにあたり、不動産番号データの入力作業が自治体税務部局で生じるのか、登記所によりあらかじめ提供を受けられるのかは、構築費用の算定の面でも重要であり早期に情報提供を可能とする方針を示していただきたい。

北広島市事例のように、データベース整備のためには情報提供を受けられないとなると、システムの構築後に、物件の課税情報と送付される登記情報上の不動産番号を個別に紐づける事務の発生が見込まれ、非効率的である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	116	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	116)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

独身証明書が広域交付の対象証明書であることの明確化

提案団体

東京都、福島県、埼玉県

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

独身証明書が広域交付の対象であることを明確化すること。

具体的な支障事例

【現状】
こども家庭庁においては、地域少子化対策重点推進交付金により地方公共団体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組」の支援を行っている。
この支援により、多くの自治体で結婚支援センターの開設(37 道府県)、マッチングシステムの導入(34 府県)(令和5年6月岩手県の調査による)が行われているが、それらの利用登録に際しては、32 の都道府県が独身証明書の提出を必須としている。
この措置については、当団体主催交流イベント参加者へのアンケートにおいて「独身証明書の提出により安心して参加できる」という回答が約9割と高く、独身証明書提出を必須としていることが婚活に良い影響を及ぼしていると考えている。
※参考: 民間サービスにおける独身証明書の取扱いについて
婚活に係る民間サービスのうち、結婚相談所は入会に当たり原則として独身証明書の提出が必須となっている一方、既婚者のなりすまし等の問題が報道されるマッチングアプリの多くは取得の困難さから独身証明書の提出を求めている状況にある。

【支障事例】
＜申請手続きの煩雑さによる婚活者の機会逸失＞
独身証明書は本籍地のある区市町村への申請が必要なため、取得に手間と時間がかかることにより利用開始まで時間を要している。
申請は区市町村窓口若しくは郵送での対応が必要であることから、「面倒である」、「窓口での申請が恥ずかしい」との理由から申請を躊躇するという声もあり、婚活を開始する機会を妨げている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「結婚支援マッチング事業/AIマッチングシステム・交流イベント」の利用者から、「独身証明書の提出をした人のみが参加しているので安心」との声が高い(9割)一方で、「独身証明書の入手に手間がかかる」(3割)という声がある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【利便性の向上による婚活者の増加】

独身証明書の入手が簡易になることにより、参加者の登録促進が進み、利用者の満足度が向上し、婚活を開始する人の増加が予想される。

【安全性の向上による結婚気運醸成】

マッチングアプリの利用に関し、既婚者のなりすまし、宗教の勧誘、詐欺被害等の問題が報道されている。独身証明書の申請手続の煩雑さを解消することにより、行政のみならず結婚相談所やマッチングアプリ事業者など民間の婚活事業者も、利用者へ独身証明の提出を求めやすくなる。

その結果、婚活に躊躇する理由のひとつである、独身者になりすました既婚者に騙されるのではないかという不安や実際の被害を減らすことが可能となり、社会全体の結婚気運の醸成につながることを期待される。

根拠法令等

戸籍法第 120 条の2、通達・回答(5124)結婚情報サービス・結婚相談業者に提出する証明書の取扱いについて(平成 12 年4月 10 日付け法務省民二第 944 号民事局長回答、同日付け民二第 945 号民事局第二課長依命通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、岡山県、広島市、高知県、大牟田市、熊本市、特別区長会

○独身証明書は戸籍がある市町村でしか取得できない現状、婚活イベント主催者によると、参加希望者から「市町村に知り合いがいて取得しづらい」等の声の一部あったと聞いている。

各府省からの第 1 次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであるところ、独身証明書は一般行政証明書であるとは言え、その発行は戸籍事務に含まれると考えられることから、戸籍情報連携システムを活用し、本籍地以外で発行することは可能であると考えられるが、都市部の市区町村の事務の負担が増大するおそれがあるため、市区町村の意見を踏まえ、必要な対応について検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍情報連携システムを活用し、本籍地以外での発行を可能にすることにより、行政をはじめ、結婚相談所やマッチングアプリ事業者など民間の婚活事業者も、利用者へ独身証明の提出を求めやすくなる。
その結果、婚活に躊躇する理由のひとつである、独身者になりすました既婚者に騙されるのではないかという不安や実際の被害を減らすことが可能となり、社会全体の結婚気運の醸成につながることを期待される。
市区町村の事務の負担増大に配慮しながら、市区町村と十分に協議し、意見を反映させるとともに、適時、適切な情報を提供するなど必要な対応の検討を求める。
また、「必要な対応について検討したい」との御回答をいただいたが、具体的な検討方法及び検討スケジュールの予定についてご教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	127	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	127)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

人権擁護委員の候補者の推薦の市町村長への義務付けの廃止

提案団体

那覇市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

人権擁護委員の候補者の推薦を自治体に義務付けていることを行わないこととされたい。
人権擁護委員には、真に高度な専門知識を持つ人材(弁護士等)を法務大臣(地域の法務局)が選任されたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】
人権擁護委員法第6条第3項において、市町村長は人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされている。
地方分権改革推進委員会第2次勧告で、かかる義務付けは見直されるべきとされた。

【支障事例】

①地方分権の観点から
法務省の機関であり大臣の指揮・監督を受ける職員の推薦を、自治体が行うこととなっている。

②合理性の観点から
従来は弁護士に委嘱されていたところ「解決に高度の専門的知識を必要とするようになってきたため、地域の実情に明るい地域住民や各分野の専門家に委嘱するようになった」とされている(法務省 HP より)。
しかし、自治体が関知する人材領域は自治会や学校関係者、民生委員などであり、これらの方々では「人生の先輩としてのアドバイス」(同 HP)が主なものとなってしまう、法が予定する「人権侵犯事案への適切な処置」とは異なっている。
不服申立、行政相談、公益通報、監督機関(労基署など)への案内、そして法的助言など、具体的な情報提供や制度への案内は現状の人材にとっては難しい分野といえる。

③自治体の事務負担の観点から
以下のように通年の事務が発生している。
<9月議会向け ※()は2月議会向け>
5～6月(11～12月) 委員候補者選出(一人につきメール、文書、電話をそれぞれ3回以上実施)、届いた文書や書類の修正依頼、書類再提出依頼等
7月(1月) 欠格事項調査照会、その後議案上程のための諸手続き
8月(2月) 法務局への提出書類作成準備
9月(3月) 議会対応。議決後、法務局に推薦報告発出
10月(4月) 法務局からの補正依頼への対応

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①地方分権の観点から

第2次勧告の指摘にかなったものとなる。

②合理性の観点から

人権擁護委員が、人権侵害事案への適切な処置を行うに足る法的・制度的知識を備えた高度な専門性を帯びるようになる。

現状でも弁護士人材は法務局からの内申を受けて自治体が推薦している。法務局による選定で現状を大幅に簡素化できる。

③自治体の事務負担の観点から

通年で生じてきた関連業務から解放される。

根拠法令等

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、いわき市、大田原市、上尾市、八王子市、多治見市、浜松市、豊橋市、豊田市、広島市

○定年延長やジェンダー平等の社会参画が進む中、人権擁護委員の担い手が不足しており、当市の定足数に対し欠員が生じている状況である。また、行政相談委員・民生委員・保護司では議会の意見は不要であるのに対し、人権擁護委員は議会の意見を聞いた上で推薦する必要があるが、議員と人権擁護委員、双方の肩書を得るケースが散発する中、その妥当性を疑問視する意見が議会に出ている。さらに、人権相談窓口に関する広報をした際、市民から人権擁護委員は法律の「プロ」なのかという問合せがあった。

○被推薦者の年齢制限の運用が緩和されているところではあるが、高齢者の就業率が高くなってきている昨今の社会状況の中では、自治体が継続的に人材を確保することが益々困難となってきている。

また、相談内容も今後多岐に渡り、専門的な助言が必要になる場面が増加することを想定すると、地域の法務局が直接選任するという提案は、専門性の高い人材の確保、定員数の確保という点で非常に合理的だと考える。

○人権擁護委員の業務の繁忙さや定年年齢の引き上げ等に伴う人材不足により、委員候補者の選出に係る業務負担が大きいことを課題と認識している。

○当市においては、推薦母体を地域の自治区としている。自治区においては、当該役職以外の人選依頼が他の所管課から多数あり、自治区長等の負担増が問題となっている。

○人権擁護委員の推薦に係る事務（地域への推薦依頼、欠格事項調査照会、議案上程のための諸手続き等）が多く、複雑なため負担が大きい。

○当市では人権擁護委員の任期令和6年9月満了者2名の後任人選にあたり、10名以上の検討、及び7名以上に対する複数回の電話及び面談による交渉を鋭意継続中だが、後任候補者の選任に至ったのは1名のみという状況。

候補者の選任、推薦には多大な事務量を要し、市町村職員の本来業務を圧迫している。

【支障事例】

本案件を法務局に相談した結果、「定員を割ってはならない」との意見、及び、人権擁護委員法第9条「任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間その職務を行う」との規定から、満了者1名の任期は「伸長」し、人選を継続しているところ。

この事例には下記3点の支障がある。

①退任したくても退任できない委員への心理的負担

②残された人権擁護委員の実働人数減少による業務圧迫

③制限された厳しい条件に沿って人選を継続しなければならない市町村職員への多大な事務負担

類似事例は全国的に発生していると推察するが、上記「伸長」の措置により、人権擁護委員の名簿上の人数が安定的に維持されているため、この問題が関係者以外に表面化しない点も不適切であることを申し添える。

昨今の定年延長等の社会背景もあり、自治体が関知する人材領域の中から、法務省の掲げる条件に合致する、人権侵犯解決に必要な高度の専門的知識を備える人物を選任することは困難を極めている。これら事情をご賢察いただき、法務局が積極的に関与する制度へ抜本的な改正をされたい。

○人権擁護委員による人権相談や人権啓発活動等は、市民の人権問題の解決や人権意識の醸成に深く寄与するものとの認識であるが、一方で人権擁護委員候補者の推薦については、時間的拘束が可能な適任者の確保に苦慮している。

各府省からの第1次回答

【意見】

理由記載のとおり、適正かつ活発な人権擁護活動を推進するためには、市町村長による人権擁護委員の推薦は必要不可欠であり、要望に応じることは困難である。

【理由】

人権に関する世界的な動向を踏まえつつ、基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとりた人権擁護は国の重要な施策であるほか、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条では、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。

この重要な施策を推進していくための重要な柱の一つとして、国民の基本的人権を尊重し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くこととされ、法務大臣が全国の市町村に配置されている人権擁護委員の定数を定めるとともに、その職務を指揮監督することとされている(人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第1条、第4条、第14条)。

人権擁護委員は、その公益性等から、人格識見が高く、広く社会に通じ、人権擁護について理解のある者をもって充てることが必要不可欠である上、その活動は、その者の置かれている市町村の区域内が中心となるものであることから、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民に限られているため、適任者を選定するに当たって、その能力等を見定めることができる市町村長に人権擁護委員の推薦を求めるものとされており、その際、一地域や一党派に偏ることがないように当該議会の意見を聞くように制度化されている(人権擁護委員法第6条第3項)。

これらを踏まえると、人権擁護委員の資質を確保するために、人権擁護委員法第6条第3項所定の推薦制度を維持する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答は人権擁護委員の推薦の必要性を述べるにその論拠を人権擁護委員法第6条に拠っているが、本提案および地方分権推進委員会第2次勧告は当該規定そのものを不適切としており、したがってこれを反論の論拠とすることは不適当ではないか。

また第1次回答が引用する人権擁護委員法第14条は人権擁護委員が法務大臣管下の国の機関であることを示していることから、その推薦事務を自治体に義務付けることは不適切ではないか。

さらに人権教育法第5条は、自治体の人権教育等をおこなう責務を示しはするものの国の人権擁護委員の推薦事務にあたらなければならないことの根拠とはならないと考える。

本提案では自治体が推薦する現状では市民が期待する専門性を備えた人材の提供が困難な実状を報告している。また、高齢化による後継問題は共同提案自治体からも深刻な懸念が示されているが第1次回答はこのような課題には触れていない。

今後の人権擁護委員人材の確保を地方分権に留意しながらどのように行すべきかが模索されるべきであり、本提案が弁護士を中心に国が選任すべきと提案しているところ、第1次回答は建設的な解決案が含まれていない。

不適切な義務付けと指摘されてきたこと、および共同提案自治体からも寄せられている現行制度の運用限界ともいべき課題に対して、いま一度向き合っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

各府省からの見解については理解するところであるが、負担となっている現状を踏まえ、協力体制を構築されるようお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	128	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	128)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

自治体に対する人権啓発活動「地方委託事業」の廃止

提案団体

那覇市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

「人権の花運動」等の人権啓発活動を地方に委託する「地方委託」を廃止されたい。
法第9条にいう「財政措置」は委託ではなく補助とし、その際、全額補助とされたい。
地方委託事業の実施を将来にわたって予定させる「輪番制」のような運用は廃止されたい。
地方委託事業のためのネットワーク協議会は廃止されたい。
国は法第4条の事業を、民間事業者等に委託して行う。
自治体は法第5条の事業を、単費または同第9条による国の補助を受けて実施する。

具体的な支障事例

【現行制度について】
「人権啓発活動地方委託要綱」(平成9年4月1日法務大臣決定)、同「実施要領」(平成12年4月1日人権擁護局長決定)に基づき、「人権の花運動」等の人権啓発活動を自治体に委託する「地方委託事業」が実施されている。

【支障事例】

①地方分権の観点から
自治体の事務は「自治事務」または「法定受託事務」とされているところ(地自法第2条第8・9項)、地方委託事業は事実上法務省の事業を法の根拠なく自治体に委託するものであり法に反する。
地方委託事業は法定受託事務ではなく自治事務であるとし、現行の委託料を自治事務に対する財政措置であるとするならば、自治事務に対して法令の根拠なく大臣以下による実施要領を定めることは地自法第245条の2に反する。

②自治体の自律性の観点から
法務省が設置を唱導する「ネットワーク協議会」は、地方委託事業を実施する上で管内自治体を統制するための組織となっている。実施計画(輪番による将来の予定)の決定、事業遂行のための諸統制等(花卉を配る学校の数、当日のセレモニーの次第、出席者の選定など)などにおいて、参加自治体が同調せざるをえない仕組みとなっている。

③合理性の観点から
当市の在する地域にあっては「人権の花事業」は必須の事業として自治体に実施が求められている。学校に花きを配布する事業よりも、例えば「増加する外国人への人権擁護啓発」などの方がより重要であると自治体が考えても、そのような自治体の選択を制約するように機能している。
女性の人権侵害に対する支援機関である「女性センター」、学校における人権教育など、自治体が行う人権啓発活動は多くある。国の事業の委託料である現制度は、これらへの財政措置として活用できない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年度のネットワーク協議会において、法務局課長から「輪番の間隔を短くしたい」との提案がされたが、構成自治体から「負担が増える」との反論が相次いだ。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①地方分権の観点から
自治体への根拠のない事務委託が解消される。
- ②自治体の自律性の観点から
地方委託事業のためのネットワーク協議会を廃止することで同調を拒みにくい仕組みの中で自治体に課されていた事業指定が解消され、それにより自治体の企画する啓発事業が行いやすくなる。
- ③合理性の観点から
補助金とすることで、自治体企画による人権啓発事業に財政措置が活用できるようになる。

根拠法令等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)第9条
地方自治法(平成 22 年法律第 63 号)第2条第8項、同9項、第 245 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、いわき市、豊橋市、豊田市

○委託事業の基準には様々な制約があり、より柔軟な事業構築が難しいため、効果が得られない。
・「人権の花運動」は学校の負担が増えることから実施受入を拒否する学校もあり、継続が難しい。
・千円未満の経費は市負担となるため、別途予算を組まなければならない、財政的にも負担がある。二重に管理する事務負担も増える。
・機構改革等により、計画段階では予想できなかった事業の中止を申し出たがなかなか認められず、更に事務が増えた。計画の中止、変更に対しても柔軟な対応をお願いしたい。
○人権の花運動等の人権啓発活動の地方委託に関しては、各自治体の裁量権が少なく、また、その効果の検証が不十分な状態で長年継続されてきていると考えており、地方委託事業を廃止し、補助制度とすることで、各自治体が地域の実情に即した施策を独自に展開することが可能となるような制度に改めたほうがよいと考える。

各府省からの第1次回答

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 147 号。以下「法」という。)第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、また、法第9条において、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる」としている。
他方、人権啓発及び人権教育(以下「人権啓発等」という。)の施策を実施する責務を有する地方公共団体が、その財政事情等から、十分な人権啓発等を実施することが困難な場合があり、国としては全国的に人権啓発等の一定の水準を確保する観点から、法第9条に定めるとおり、人権啓発活動地方委託事業として地方公共団体に人権啓発活動事業を委託し、そのための委託費を交付しているものである。
当該委託の手続は、次年度にこれを用いた人権啓発活動の実施を希望する地方公共団体から提出される実施計画書を基に、国から当該地方公共団体に委託の申入れを行い、この申入れに対して地方公共団体が承諾することで成立するものである。
このように、地方委託は、地方公共団体への義務付け、枠付け又は必置規制の類には該当せず、地方公共団体に対して、その実施を強制するものではない。
また、毎年、多くの地方公共団体から、地方委託費の維持・拡大の要望を受けている状況にある。
また、人権啓発活動ネットワーク協議会は、法第5条に定める国との連携の観点から、国、地方公共団体等の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的として設置されたものであり、当該協議会において、特定の地方公共団体に対し

て、輪番の形も含め地方委託事業の実施を強要するものではない。
したがって、地方委託を廃止することや事業の委託という方法を補助金制度に改めることは考えておらず、今後も、法第5条及び法第9条の規定を踏まえ、地方公共団体を含め地域における人権啓発の実施主体が相互に連携する人権啓発活動ネットワーク協議会を適切に運用することにより、人権啓発活動を推進してまいりたい。
なお、国が実施する人権啓発活動事業等を民間事業者に委託するべきとの御提案については、地方分権との関係で御提案の趣旨が明らかでなく、お答えすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答は「国からの自治体への委託は、自治体の実施を義務とはしていない」ため合法的であると解釈している。
本提案では「輪番制」が敷かれるなど事実上義務となっていることも報告しており、また共同提案自治体からも辞退しがたいとの報告が寄せられている。本提案が問題としているのは国の事業を自治体に委託すること自体が許されず、地方分権に反するのではないかという点である。
本提案は国からの財政措置を否定するものではなく、自治体に対する「委託料」(委託費)は法定受託事務を対象とするので「補助金」に改めることを提案するものであるにもかかわらず「補助金とすることは考えていない」と断定するのは「提案制度」の意義にもかかわるのではないかという懸念がある。
国におかれては「地方委託事業」が「自治事務」「法定受託事務」「国の事務」のいずれにあたるか確認の上で回答いただきたい。「自治事務」であれば法務省による事務手引きが地自法違反であり、「法定受託事務」であれば根拠法令をご教示いただきたい。「国の事務」で「補助金とはしない」のであれば、法定受託事務にあたらぬのに「国庫支出金－委託費」に歳入計上させて事務にあたらせることの妥当性も踏まえて回答いただきたい。
総じて第1次回答は、「違法状態ではないか」という本提案に法理的な反論を示さず、是正案も一顧だにせず、根拠なくただ現状を擁護するのみの回答であると見受けられる。当市としては実施したい事業があるものの、委託という形式のままであれば法定受託事務ではない本事業の国・県支出金を「委託金」の歳入科目で歳入することはできないため、再委託の依頼にお応えできない。
最後に「民間に委託すべきとの趣旨が不明」とのことだが、国が人権啓発事業を委託したい場合、法定受託事務でない以上「委託」できるのは民間事業者だけであろうと申し上げるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】
各府省からの見解については理解するところであるが、負担となっている現状を踏まえ、協力体制を構築されるようお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
地方公共団体が自主的に判断して事業を実施できるよう、委託ではなく、自由度の高い交付金によって必要な財源措置を行う等、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	129	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	129)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

人権擁護委員協議会の運営経費のための自治体負担金の廃止

提案団体

那覇市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

人権擁護委員協議会の運営経費、上部団体への負担金や委員の活動経費について、市町村からの負担金の廃止、又は負担が任意である旨の明確化

具体的な支障事例

【現行制度について】
人権擁護委員は人権擁護委員協議会を組織することとされている(擁護委員法第 16 条)
【支障事例】
同協議会の運営に係る経費や同協議会が決定した人権擁護委員による活動経費は、人口割で自治体が負担している。
(例:那覇人権擁護委員協議会(令和5年度予算))
支出総額 1,461 千円
会議費(飲物代など) 45,000 円
事務費(通信費、備品費など) 230,000 円
事務局員手当 50,000 円
上部団体への負担金 285,000 円
活動費(人権の花など) 820,000 円
その他 31,000 円
※このうち当市の負担分は約 650,000 円

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

人権擁護委員の活動費や国の協議会の事務経費、上部団体への負担金を、自治体が負担していることへの疑問の声がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

負担金とは、負担金拠出者が行うべき業務を、負担金受入団体が行っている場合に、相応の費用として拠出されるものであるが、本負担金の充当経費はこれにあたらぬ。同協議会並びにその事業は国の事業であることから、そのための経費は国によって負担されることにより、現在の市町村の負担金が廃止され、自治体の負担が解消される。

根拠法令等

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 16 条
人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則(昭和 24 年法務府令第 40 号)
那覇人権擁護委員協議会会則(昭和 46 年 12 月 2 日施行)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上尾市、豊橋市、豊田市、広島市、高知県

○当市では補助金として交付しているところであるが、経理等の事務に慣れていない委員が多い中、国は会計事務の指導等は行っておらず、帳簿の付け方や領収証書等の提出漏れなどを自治体が指導するなど、本来業務以外の事務が派生している。また、当市補助金を上部団体への負担金として支出するなど、補助金の使途が不明瞭なケースがある。

○(令和 6 年度予算)

①人権擁護委員協議会負担金(人口割)

②人権擁護委員会負担金(人口割) (①の下部組織)

①は人権擁護委員法第 16 条に定める協議会で、県内数か所に置かれた協議会のうち当市が属する協議会に係る負担金、②は①の協議会の区域内を更に細分化した数ブロックのうち、当市が属するブロックに置かれた委員会(法の定めなし)に係る負担金であり、当市は①②双方に、合計 1,000 千円を超える負担金を拠出している。さらに、①の上部組織である県連合会(人権擁護委員第 16 条第 2 項)の予算書によると、歳入として各地区協議会からの負担金が計上され、歳出として、更なる上部組織である関東人権擁護委員会への負担金を支出している。本来国の業務である団体の予算の原資が、自治体からの負担金となっていることが不適切である。

各府省からの第 1 次回答

【意見】

理由記載のとおり、当局は意見を申し上げる立場にない。

【理由】

市町村からの人権擁護委員協議会への負担金の納付については、市町村に対する人権擁護委員協議会からの働きかけや、人権擁護委員協議会の活動に対する市町村の理解の下で納付されているものと承知しており、本件は、人権擁護委員協議会と地方公共団体との間で検討されるべき事柄であると考えられ、法務省としては、その是非について意見を申し上げる立場にない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

人権擁護委員法は「協議会」「都道府県連合会」「全国連合会」を組織することと規定し、「那覇人権擁護委員協議会」は本市を含む市町村からの負担金を県連、九州連、全国連それぞれへの負担金拠出にも充てている。第 1 次回答はこれらに対する市町村の負担は任意のものであったことを示していただいたものと考えているが、その旨を、地方公共団体に通知していただきたい。

今後は協議会等の会則中「本会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる」との規定は市町村の負担金拠出を義務づける規定ではないことを伝えるとともに、協議会の経費のうち上部団体への負担金や事務局経費などを除いた「活動費」のみを対象とするなど、市町村としてあるべき助成について協議会と検討していくことになろうと思料する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	141	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	141)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地法施行令第3条第2項、第 10 条第2項に基づく届け出の受理・不受理の書面通知の廃止

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

市街化区域内農地の「転用(農地法第4条)」及び「権利の設定・移転を伴う転用(農地法第5条)」に係る届出について、届出の受理又は不受理を書面で通知しなければならないが、政令を改正して該当条項を廃止することを求める。

具体的な支障事例

市街化区域内の農地を転用、権利の設定・移転を伴う転用をする場合、事前に農業委員会に届出ることとなっている(農地法第4条第7号、5条6号)。
また、届出の受理・不受理について書面で届出者に通知することとなっている(農地法施行令第3条第2項、第10条第2項)。
一方、転用届がされた場合、法定の内容、書類が揃っていれば受け付けなければならない、揃っていなければ、行政手続法第7条に基づき補正の請求を行うか、拒否を行う。そのため、形式審査である届出の手続きにおいて、不受理とはならないため、本来、届出者に通知する必要も無いはずである。
【参考】
市街化区域内の登記地目が「田・畑」の土地について、法務局に所有権移転登記や地目変更登記の申請があった際に、法務局が転用届出の受理通知書を添付書類として求めている。
このため、既に届出がなされ、現況が農地ではなくなっている土地であっても、所有権移転等の際に登記地目が変更されていない場合には、新たに所有権移転等を行うため、同じ土地について再度届出がなされ、受理通知書の発行が求められることがある。
これにより、単純な売買の登記を目的として、既に農地ではなく、農地を守るという農地法の趣旨からは関係のない土地に関する形式的・無駄な届出が、地方自治体に対して非常に多く提出されている。さらに、不動産会社等は、農地に関する手続きだから必要であると正しく理解しておらず、それとは別に、所有権移転登記を目的とした制度と誤解しているものも多い。
なお、法務局においては、過去に相続以外の所有権移転等があった土地については、その際に届出がされていることを確認しているはずなので、再度確認する必要は無いはずであり、届出がなされていない土地についても、農業委員会に問い合わせ等の運用をすれば対応することができるため、受理通知書が必要であるとまでは言えないはずである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【自治体】

- ・受理通知発出にかかる事務手続き（決裁・押印等）の削減
- ・通知に係る経費の削減（人件費・偽造防止紙など）。

【届出者】

- ・受理通知を受取に来る手間と時間の削減（通知発出は翌営業日）
- ・同じ土地に何度も届出する手間と時間の削減

根拠法令等

農地法施行令第3条第2項、同第10条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市

○当市においても、提案市と同様に、同一の土地について複数回届出の提出を受け付けており、市民と市の双方に負担が生じている。

具体的に、権利移転を伴う農地法第5条の届出においては、当該地において過去に届出がなされたにも関わらず、登記に際して「当該土地取引の内容がわかる受理通知書が必要」との理由で届出が提出されており、あたかも農業委員会が当該土地取引の内容まで証明するような運用がなされている。

農業委員会としては、市街化区域において、適正に農地転用手続きがなされ、宅地造成や駐車場整備等の転用行為が完了している場合は、農地転用も完了しており、改めての農地転用手続きは不要と考える。

市街化区域内の土地（地目：田畑）が、既に農地転用の手続きが行われたかについては、提案のとおり、農業委員会への照会や届出済証明書により確認いただきたい。

各府省からの第1次回答

市街化区域内における農地転用（農地法第4条）及び転用のための農地の権利取得等（同法第5条）については、それぞれ適法な届出が行われ、これが受理されてはじめて同法第4条又は第5条の許可を受けることを要しないこととなるものであり、形式的な要件を満たさず、受理されなかった場合は、同法第4条又は第5条の規定に違反し、その転用や権利の取得の効力を生じないほか、同法第51条の原状回復命令等の是正命令や第64条の罰則の適用対象にもなり得ます。

市街化区域内における農地転用等の届出に当たっては、当該農地が市街化区域内に存しない場合や届出者が正当な権原を持っていない場合など形式的な要件に適合しないとして不受理となることもあります。そのような場合、不受理となることについて届出者に悪意がない場合も含め、適法な届出がなされていないにもかかわらず、農地を転用してしまうと、原状回復の負担を負う場合も考えられます。

このような事態が生じないよう、届出を受理した場合は受理、受理しなかった場合は不受理の旨を通知することとしているところ、この手続きを廃止した場合、届出者の錯誤・誤認により、違反転用に繋がるおそれがあることから、適当ではありません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご記載頂いたように、現行法令上、届け出が受理されなかった場合に届出者に影響が生じ得ること等については承知している。

当市では、農地転用の届出の受理・不受理の書面通知手続きに事務負担を感じている。通知の手続きは、農地の転用を行う際に加えて、「市街化区域内の登記地目が「田・畑」の土地について、法務局への所有権移転登記や地目変更登記の申請があった際、転用届出の受理通知書を添付書類として求めているため、既に届出がなされ、現況が農地ではなくなっている土地であっても、登記地目が変更されていない場合には、新たに所有権移転等を行うため、同じ土地について再度届出がなされ、受理通知書の発行が求められることがある」点についても、市民と市の双方に負担が生じており、また、他の自治体からもこの点に共通の課題が示されている。以上より、当市としては、届出者が受理結果を確かかつ速やかに把握することは当然の前提とした上で、農地転用時の届出の受理・不受理の書面での通知手続きを廃止いただくか、登記申請手続における、市街化区域内の土

地が既に農地転用の手続きが行われたか否かの確認については、法務局が農業委員会への照会や届出済証明書により実施いただくなど、書面による受理・不受理の通知とは異なる事務負担の少ない効率的な方法とするよう、現行制度の改善を検討していただきたいと考えている。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	142	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	142)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

裁判所が発付する搜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすること

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

裁判所が発付する搜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現状】
裁判所が発付する搜索、差押え、検証の令状を執行する際には、立会人による立会が必要となることが刑事訴訟法第 114 条(※)に規定されている。
(※参考：刑事訴訟法第 114 条第2項)
「人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。」
上記のとおり、現行制度においては、住居主や隣人などの立会が難しい場合は、最終的に、地方公共団体の職員が対応することとなっており、当市においても、区役所、消防、地域安全部門などから職員を現場に派遣している。
このように、現行制度では、現場となる施設等の関係者による立会が難しい場合は、公的な立場の者の立会により対応するという建付けとなっているが、国の職員による立会は、制度上明記されていない。

【支障】
立会は1件あたり平均3時間程度かかるが、この間、現場や警察署に派遣された職員は、立会業務のために通常業務を行うことができず、本来業務に大きく支障を来すこととなる。長ければ丸一日拘束されることもあり、地方公共団体の計画的な事務執行に大きな影響を与えることとなる。

【求める措置】
地方の負担軽減のため、裁判所が発付する搜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国の職員が行うことも可能とすることを求める。
国の機関(例として、国道事務所、出入国管理局、刑務所、海上保安庁など)は地方に点在しており、そのような機関を選択肢に含めることで地方負担の分散化を図り、司法活動への協力体制を少しでも強固なものにするべき。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

立会人足り得る者の幅を広げ、国の職員による立会を可能とすることで、地方公共団体の立会による負担の分散化が図られる。

令状の執行は、その性質上一刻を争うような状況となることも想定されるが、地方公共団体職員も、すぐには現場に急行できないような場合が考えられる。

そのような状況に備え、立会可能な者について、可能な限り幅広く設定しておくことが有効であるとする。

根拠法令等

刑事訴訟法第 114 条及び 142 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、川崎市、浜松市、広島市、特別区長会

○令状の執行にあたり、その執行の内容によっては一刻を争うような状況となることも想定され、本市職員もすぐには現場に急行できないような場合があることから、立会可能な者の範囲を広げる提案に参画するもの。

各府省からの第 1 次回答

刑事訴訟法第 114 条第 2 項において、搜索状等の執行をするに当たり、住居主等を立ち会わせることができないときに、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせることとされている趣旨は、執行手続の公正さの監視という点に加えて、一定の地縁的関係に立つ者に執行を受ける者本人の利益をも代替して保護させようとするところにあるとされており、このような趣旨に鑑みると、御提案のように、国の職員が立ち会うことを可能とすることについては慎重な検討を要する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国も地方機関（地方支分局）を設置し地方の行政に関わっており、一定の地縁的関係に立つ者になりえると考え

る。
また、立会人の範囲も、過去には、隣人等を除く地縁的関係に立つ者は市町村長のみに限られていたところ、都道府県も含めた地方公共団体の職員へ拡大された経緯もあるため、範囲の拡大に問題もない。

立会人が置けず搜索状等が執行できないことにより、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする刑事訴訟法の目的を達成できないような事態に陥らないよう、立会人足り得る者の範囲を最大限拡大するべきであると考えており、速やかに検討の上、改正を実施していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	210
(管理番号	210)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	04_雇用・労働

提案事項(事項名)

外国人材の県内への就職・定着の促進に向けた上陸許可基準の緩和

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

外国人材の県内就職で生じている雇用のミスマッチの解消を図るため、在留資格「特定活動(告示 46 号)」の上陸許可基準を「日本語能力N2以上」に緩和すること

具体的な支障事例

【現状・支障】

労働施策総合推進法に基づき、当県でも地域の実情に応じた、国の施策と相まった労働施策の1つとして、外国人雇用対策に從來から取り組んでいる。

生産年齢人口の減少に加え、コロナ後の人流回復により、当県では製造や観光の現場で人手不足が深刻化している。コロナ禍で伸びが鈍化した後、再び増加傾向にある外国人材の活躍は人手不足解消の打開策の1つであり、外国人材の就職・定着促進の取り組みはその重要性を増している。「外国人材の就職・定着促進」を図る労働施策を引き続き展開していくにあたり、その入口である「就職」において以下の支障がある。

国内の外国人留学生の進路希望調査によると、日本での就職希望は約 65%に上る一方で、実際に日本で就職する卒業生は約 37%に留まっており、このギャップ解消が高度外国人材の活躍には不可欠と考えられる。また、当県内の外国人留学生在籍数は年平均(平成 30 年～令和4年平均)8,000 人超(全国比 4.2%)と全国でも上位である一方、県内での就職者数(同期間平均 840 人、全国比 2.8%)は在籍数の全国比より低い割合にあるため、外国人留学生の県内企業への就職支援に注力し、ギャップ解消を図っている。

当県では外国人留学生と県内企業とのマッチング機会の拡大(「外国人留学生採用ワンストップ相談窓口」の設置、「外国人留学生向け合同企業説明会」等の開催)に取り組んでいるが、窓口での相談や合同説明会等を通じて「管理業務に加え現場業務にも従事可能な人材」を求める県内企業ニーズにマッチする在留資格「特定活動(告示 46 号)」に必要な「日本語要件」の設定(日本語能力N1合格等)が、外国人留学生の県内就職促進の支障となっていることが明らかになってきた。

[県内企業とのマッチング機会拡大の取り組みへの外国人留学生参加状況]

①外国人留学生向け合同企業説明会(N1認定:10%、N2認定:33%)

②企業魅力発信フェア(N1認定:33%、N2認定:33%)※参加条件をN1・N2認定者に限定して開催(実際はその他の参加あり)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

アルバイトで採用していた留学生の勤務態度が良好だったので、卒業後に特定活動(告示 46 号)へ在留資格を変更し、正社員として採用する予定であったが、日本語要件が支障となり申請が不許可となったため、採用できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県内就職を希望する外国人材と県内企業のマッチングの実現が拡大し、定着促進を支援していくことで、深刻化する県内の人手不足の解消に資する。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第7条

留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業者)についてのガイドライン

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条、第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

—

各府省からの第1次回答

今回の提案を踏まえた制度の見直しについては、その運用状況や、他の在留資格との関係なども踏まえた上で、慎重に検討してまいりたい。

また、提案にある「製造や観光の現場で人手不足が深刻化している」ことについて、いかなる産業分野におけるものか明確となっていないが、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れることを目的に創設された「特定技能制度」の活用も御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

県内の労働市場について、日本標準職業分類別では、生産工程やサービス職業従事者を中心とした、現場での人手不足が深刻化していることから、本県においても生産性向上や国内人材の確保に向けた支援のほか、特定技能についても、「外国人雇用 HYOGO サポートデスク」を設置する等、マッチング機会の拡大に取り組んでいる。

一方で、本県の実施する相談窓口や合同説明会等を通じて、「管理業務に加え現場業務にも従事可能な人材」を求める企業からの要望が多いことに加え、今後、育成就労制度の創設や新たな外国人留学生の受入れ計画の策定等により外国人の労働機会が拡充する見込みであり、日本語能力が低い外国人労働者に対する外国語での伝達・指導等もその活動に想定されている在留資格「特定活動(告示 46 号)」の需要も、外国人労働者の増加に比例してさらに高まっていくと考えられる。

他方、現状では「特定活動(告示 46 号)」の「日本語要件」の設定(日本語能力N1合格等)が、外国人留学生の就職促進の支障となっている。もちろん、現場で活躍するためには、日本語能力N1の認定目安である「幅広い場面で使われる日本語を理解できる」日本語能力を採用(就労)当初から備えていることが望ましいと考えるが、一方で、現場においては実践的な日本語能力も求められており、実際には、日本語能力N1合格の日本語能力を有している者も、各業界の専門的な言語を採用後に学習する必要がある。

よって、専門的な言語学習に並行して日本語教育も実施することで、日本語能力は十分に補完可能と考えられることから、採用段階の柔軟性を高めるべきであり、支障解消に向けた積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「外国人の就職・定着促進」を図る労働施策を展開していくにあたり、「日本語要件」が、外国人就職促進の支障となっていることから、外国人材の就職・定着の促進に向けた上陸許可基準について現場の実情に即したもの

になるよう積極的な見直しを求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	246
(管理番号	246)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

在留資格の変更や在留期間の更新許可において都道府県税及び市町村税の納税義務の履行を条件とすること

提案団体

富山県、高岡市、氷見市、滑川市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」上において、現在、「納税義務を履行していること」については、「3以下の事項(代表的な考慮要素)」として位置づけられているが、「1(許可する際に必要な要件)」または「2(原則として適合していること)」に相当する、より強い位置づけとしていただきたい。

具体的な支障事例

【現行制度】

在留資格の変更や、在留期間の更新許可において、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されているが、多くの場合、納税していなくても変更や更新許可となっている模様である。

【支障事例】

近年の外国人在留制度の整備に伴い増加を続ける外国人就労者(短期在留者)が、個人住民税等を納付せず国内外に転出する例が増えている。

このため、税収の確保や納税者(邦人・外国人)間の公平性の確保に問題が生じているほか、滞納整理に係る行政経費も増大し続けている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県では、個人住民税税収確保のため、県内市町村との合同会議を毎年開催している。

令和5年度開催時に、当県内のいくつかの市町村からも、外国人滞納者対策は課題であるとの意見をいただいたところ。

なお、未納がある者から納税証明書の発行を求められる場合、備考欄にその旨を記載のうえ発行することになるが、結果的に未納のまま出国となる例あり。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

税収の確保、納税者(邦人・外国人)間の公平性の確保、税務行政の効率化

根拠法令等

在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004753.pdf>

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、大田原市、松本市、関市、京都府、高松市、長崎市、雲仙市、熊本市

○外国人就労者の在留資格の変更や在留期間の更新許可において、納税状況がどの程度考慮されているのかを計り知ることはできないが、個人住民税等を納付せずに他市に転出を行う等で、税の徴収が困難となる外国人就労者の例は散見される。

○当市にも外国人が多数在住しており、市税滞納者も一定数存在する。在留期間更新手続きに要する納税証明書の交付申請に窓口来庁した際に納付折衝する機会を得られているが、滞納市税を完納しなくても、例えば分割納付を計画していれば一定の範囲で期間更新できるようであり、更新手続きを行う外国人全員が完納する訳ではない。このため、在留期間更新に要する納付要件を現状より規制することには賛成する。

各府省からの第1次回答

在留資格の変更及び在留期間の更新は、出入国管理及び難民認定法において、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」においては、その際の考慮要素の1つとして、「納税義務を履行していること」を挙げているものである。

したがって、納税義務を履行していないことのみをもって、一律に在留資格の変更及び在留期間の更新を認めないこととするのは困難であるが、個々の事案ごとに納税義務の不履行における悪質性のほか、在留に係る諸事情を総合的に勘案し、在留許可の適否について適切に判断してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、県内自治体の個人住民税未納者のうち外国人については、（把握できなかった一部市町村を除き、）現年分で約900人、滞納繰越分で約1,200人となっており、その割合は、現年・滞納繰越ともに概ね1割強という状況である。しかし個々の自治体によっては現年で2～3割、滞納繰越で5割近くとなっている団体もある。

個人住民税をはじめとした地方税は、生活に身近な行政サービスを賄うための財源であり、地域に住む住民が広く共同して負担しあうものとして、適正かつ公平な課税に努めている。しかし、納税証明書の発行を求める外国人の中には、未納状態のままでの発行を求める者もみられるところであり、在留資格の変更及び在留期間の更新許可時において、納税義務の履行が考慮要素の1つとはなっているものの、納税義務の履行という点では十分寄与していない実態があるものとする。

このため、今後一層外国人労働者の受入れを進めていくなかでは、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」上において、納税義務の履行をより強い位置づけとすることを検討いただきたい。また、ガイドライン自体の見直しも困難であり、個々の事案ごとの判断とすることが避けられないとしても納税義務の履行が在留期間の更新許可等における考慮要素とされていることについて、在留資格等の申請の現場においてより効果的に周知をいただくなど、外国人労働者の納税意識の向上につながる施策を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	251	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	251)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

婚姻届等のオンライン届出に係る電子署名の省略等

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

婚姻届等の証人が必要な届出について、オンライン届出を行うにあたっては、証人の電子署名を省略するなど、届出要件の緩和(必要最低限の要件とすること)を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
戸籍法施行規則第 79 条の3第2項には、婚姻届等をオンラインで行う場合は、届出を行う者の電子署名を行わなければならない、証人を必要とする届出については、当該証人も、電子署名を行わなければならないと規定されている。

【支障事例】
当事者双方及び証人2人以上の電子署名が必要であると規定されていることから、4人以上の電子署名を収集し、届出を受理する機能を有する電子申請システムが必要となるが、住民の負担(アプリのインストール、ICリーダの準備等)や市区町村の負担(アカウント発行、ワークフローのやり取り関与又はアプリの独自開発を行う場合は開発コスト等)が大きいことから、婚姻届等のオンライン化の導入が困難な状況にある。

【制度改正の必要性】
戸籍の届出のオンライン化に関する取扱通達は示されているものの、4人以上の電子署名が必要となることから、通達に基づく機能を有する電子申請システムのハードルが高くなり、オンライン化の導入が困難な状況にある。

【支障の解決策】
戸籍の届出のオンライン化を行う場合、公的個人認証による一定の担保が備えられていることから、証人の電子署名を省略することで支障が解決すると考える。

証人の電子署名を省略すると本人確認に支障が生じる場合は、代替措置として、本人確認書類の画像添付等を認めるなど、要件の緩和を行うことが必要と考える。当市においては、以下のオンライン手続きにおいて、本人確認書類等の画像添付を実施している。

- ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定申請に伴う本人確認書類
- ・こども医療費助成資格認定申請に添付する子供の健康保険証
- ・原動機付自転車・小型特殊自動車の登録又は変更申告に伴う届出者の本人確認

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

婚姻届はいわゆる「お日柄の良い日」（一粒万倍日、天赦日、大安、いい夫婦の日、七夕等）に届出が集中するため、特定の日に市区町村窓口が混雑し、来庁者を長時間待たせている。
要件緩和により婚姻届のオンライン化が実現すれば、住民にとって、混雑した市区町村窓口に来庁することなく届出を行うことができる。
市区町村にとっては、来庁者が減少することで、婚姻届等の審査業務に集中することができ、またマイナポータルから正確な住基・戸籍情報を引用して届出することができれば、審査業務の簡素化を図ることもできる。

根拠法令等

民法第 739 条
戸籍法第 33 条
戸籍法施行規則第 79 条の2の4、同規則第 79 条の3
令和6年2月 26 日付法務省民一第 503 号通達「電子情報処理組織による届出又は申請等の取扱いについて（通達）」第1の2の(3)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、郡山市、寝屋川市、広島市、高松市、東温市、熊本市

○行政手続きのオンライン化を進めていく上で、現行の届出要件はデジタル化への移行の弊害となることから、届出要件を緩和することで、市民の利便性向上及び事務の効率化が図られる。

各府省からの第 1 次回答

婚姻、協議上の離婚、養子縁組又は協議上の養子離縁については、民法により2名以上の成年の証人が必要とされているところ、その趣旨は当該身分行為が両当事者の任意の合意によるものであることを証明することにある。
そのため、不実の届書に署名した証人は、これによって生じた損害を賠償する責任があると解されている（昭和37年1月20日付け高松高等裁判所判決）。
したがって、証人についても届出に電子署名をさせ、その責任を明らかにする必要があることから、御要望に応じることは困難である。
なお、本人確認書類等の画像添付では、証人の実在性は担保できるものの、身分行為が両当事者の任意の合意に基づいている旨を証人として保証していることを確認できないことから、電子署名の代替策とはならない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

法務省の第1次回答に対して、異論はない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

整理番号	286	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	286)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

在留カードの再交付手続の簡素化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

警察庁、法務省

求める措置の具体的内容

在留カード再交付時の「在留カードの所持を失ったことを証する資料」の添付を不要とするよう、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正すること
添付省略が不可能なのであれば、遺失届受理番号で足りるようにするなど、手続の簡素化に向けて出入国在留管理庁(全庁)の取扱いを統一すること

具体的な支障事例

在留カードの再交付手続の簡略化
出入国在留管理庁長官が、本邦に在留する外国人中長期在留者に交付する「在留カード」に関しては、当該カードを紛失等した場合の措置について、「在留カードの所持を失ったことを証する資料1通」を添付して再交付申請するよう規定されている(出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の11第1項)。
この「在留カードの所持を失ったことを証する資料」(本県では原則として警察署長名の遺失届出証明を作成している。)を作成する際、紛失者に記入させる、内容の説明をするなどの必要があるが、日本語をあまり理解していない外国人の対応をすることが多く、説明等に多くの時間を要し(40分～60分/1回)紛失者側と警察側の双方に負担となっている。
在留カードの再交付に関する遺失届出証明書の発行数:656件(令和5年1月～12月)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県ホームページにおいて住民・事業者から意見を募集したところ、「遺失届出証明は遺失届を受理したことを証明するものでしかなく、遺失届には所持を失ったことを証明する能力はない。(例えば、遺失日時等が不明でも受理される。)さらに、遺失届をした警察署に出頭して申請する必要があるため、遠方で遺失し地元署に届け出をした場合、交付を受けるのは困難である。」旨の要望が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により県民及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の12
出入国管理及び難民認定法施行規則第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、高知県、福岡市、宮崎県

—

各府省からの第１次回答

在留カードの紛失による再交付の申請においては、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の11第1項により規定される「在留カードの所持を失ったことを証する資料」として、遺失届出証明書等の提出を求めており、在留カードの紛失を前提とする手続である以上、紛失したことを確認する必要があるため、同施行規則を改正することは困難である。

他の身分証明書の再発行手続において、遺失届出証明書を求めず遺失届出の受理番号を用いて再発行手続を行う例も踏まえ、「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化については、実現可能性を含めて関係機関とともに検討を進めてまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化について、検討を進めていただけるとのこと、感謝申し上げます。

遺失届出証明書は遺失届を受理したことを証明する届出証明であり、所持を失った事実を証明するものではない。このことに照らせば、遺失届出証明書を遺失届出の受理番号に代える不都合はないと考えられるところであり、提案の実現に向けて検討いただきたい。

また、提案のスケジュール感及び実現可能性について懸念される事項があれば、ご教示いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。